

第6章 福井地震と社会対応

第1節 経済的視点からの復興

本節では、福井地震によって引き起こされた、社会・経済面での被害とその復興過程をとりあげ、災害としての福井地震の特質を明らかにする。こうした検討を通じて、地方中小都市における自然災害からの復興事例を通して、今日なお参考にしうる教訓を提示することが本節の目的である。

以下では、服部（1995, pp.77-78）、田中（1996, pp.73-83）、田中・服部（1997, pp.81-86）、棚橋他（1998）および Tanahashi, *et al.*（1998）がまとめた福井大震災の際の救援・復興活動や県財政の予算措置に関する記述をもとに、地震発生後の社会と経済分野でなされた諸活動を整理したうえで、その特徴と教訓を挙げる。

1 地震発生後1年間の活動

図6-1に、福井地震発生から1年間に行われた救援・復興活動を時系列で整理している（瀬尾・佐間野, 1986：田中, 1996）。この図からいくつかの特徴を指摘できる。

- a) 地震発生直後の通信の途絶や情報不足が救援活動を大きく妨げた。
- b) 避難所や診療などの救援活動は2週間から1か月余りという短期間で終了した。
- c) 震災のおよそ1か月後に発生した水害で、道路や架橋の復旧工事が大幅に遅れ、農業（耕地や水稻）に甚大な被害があった。
- d) 資金不足に苦しみながらも、震災後1年という短期間で一応の復興を達成した。

福井地震が発生したのは、壊滅的な戦災を受けて間もない時期であった。物不足・資金難という状況のなかでの救援・復旧活動は困難を極めたと思われるにもかかわらず、短い期間で一応の復興が達成されているのは、驚くべきことである。被災前の状態への復旧をめざすというよりも、震災を近代的な都市計画や耕地整備を遂行する契機として捉えるという積極的な姿勢すらうかがえる。迅速な復興の背景には、「禍転じて福と成す」「自力経済自力復興」の強い県民精神があったとされている（田中, 1996）。

- 111 -

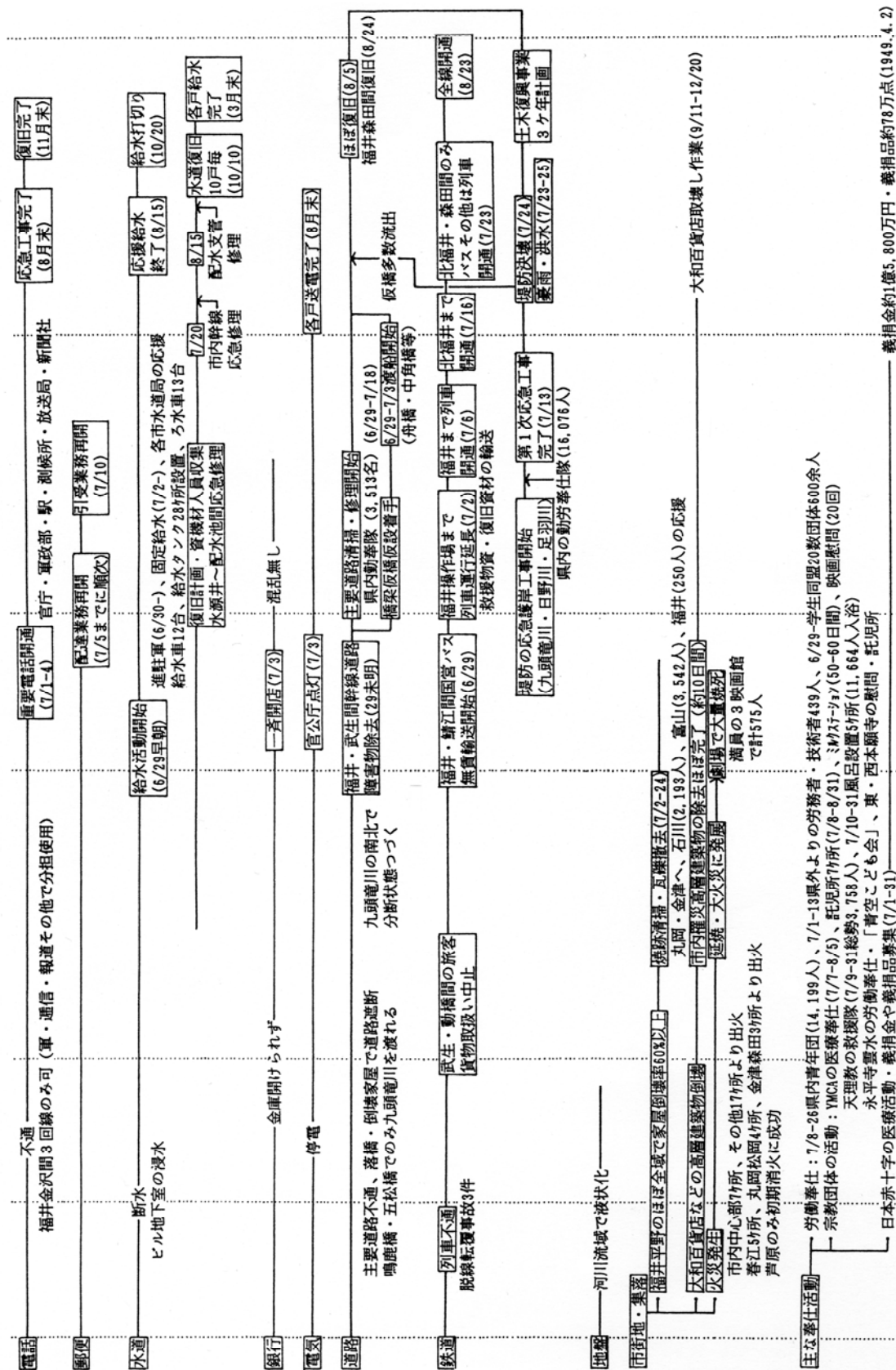


図 6-1 福井震災後 1 年間の救援・復興活動

出典：田中，1996，第 1 図

2 経済活動の被害と復旧・復興

福井地震は、人間生活のさまざまな面にも大きな被害をもたらした。ここでは、図6-1に示した諸活動のうち、経済活動、交通、教育施設、医療施設、ライフライン、通信・情報を取り上げ、被害状況ならびに実施された諸対策や復旧・復興の内容がどのようなものであったか、整理する。なお、文献によって記録や数値の食い違い、算出根拠の不明なものが多々ある。以下に示すデータは、被害度の目安として挙げるものであることを、あらかじめ断っておく（田中, 1996）。

(1) 農林水産業

被害総額 177 億 6,719 万円（『福井震災誌』, 1949, p.44）

内訳：農家（約 64 億円）、水稻（約 9 億円）、耕地（約 32 億円）、農機具（約 1 億円）。
農林関係団体建物（約 5 億円）、林業（約 3 億円）、畜産（約 2 億円）等。

地震による激しい上下動のために地盤が不均質に沈下したことや、田植え直後の震災であったことなどにより、耕地や水稻は極めて大きな被害を受けた。用排水路、井堰、揚水機の応急復旧、稲苗の補給が最優先課題となった。7月3日～11日にかけて近畿・愛知の6府県から47万把余りの苗の救援を得たことで、被害の拡大を防ぐことができた。

また、福井県では、震災直後から、坂井平野の農地乾田化を重点課題として推進した。この乾田化対策は、応急的な農地の復旧にとどまらず、洪水の防御と農業増産を目指す恒久的地盤整備の一環として、洪水の防御と農業増産を目指したものとして実施され、耕地排水（工事予算1億6,600万円）と河川改修（工事予算約2億5,480万円）、道路改修（工事予算8,653万円）に関する土木工事が行われた（『福井震災誌』, 1949, pp.430-457, p.529, p.532）。

(2) 工業

被害総額 105 億 8,658 万円（うち繊維工業 70 億円）（『福井震災誌』, 1949, pp.102-103, p.128）
繊維工業では、全設備の 54%が罹災した（被災工場 1,393、被災機械 20,192 台+292,433 鐘）。
一般中小工業の被災工場 1,957（全工場の 44.2%）、被災設備 12,700 台。

図6-2に1946（昭和21）年から1950（昭和25）年までの5年間の福井県内の製造業全体ならびに主要部門である紡織工業の推移を示している（田中, 1996）。震災によって製造業全体の工場数は1948（昭和23）年には前年の約3分の1に減少し（図6-2 a）、従業員もやや減っている（図6-2 b）。これらに対し、生産額は年々大きく増加し、震災の影響を受けていないように見える（図6-2 c）。とりわけ、紡績工業の発展がめざましい。絹・人絹織物機械（14,530台が被害、1948（昭和23）年度末の復旧率81%）や撚糸機械（140,000鐘が被害、同60%）の復旧が極めて迅速であったこと（『福井震災誌』, 1949, p.414）の他、当

時のインフレの進行による影響も考えられる。

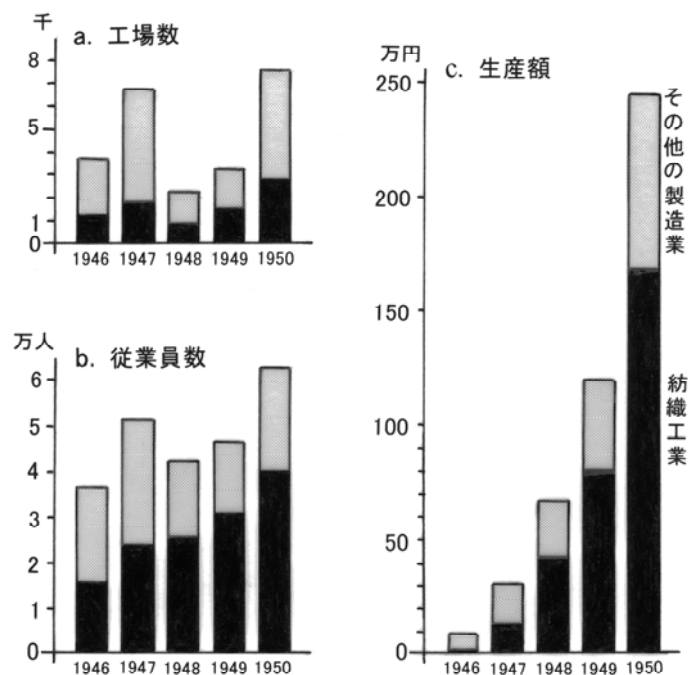


図 6-2 福井県製造業の推移 (1946-1950 年) (田中, 1996, 第 5 図を改変)

(3) 商業

被害総額 12 億 7,435 万円 (うち建物 6 億 2,840 円) (『福井震災誌』, 1949, p.129)

福井県内商業の中心地であった福井市が主な被災地であったため、県内商業の 60-70%が機能を消失し、食糧・衣料など生活必需品の大部分を他府県からの供給に頼る状態であった。露天商的な応急店舗が設営され、商業の再建がはかられた (『福井震災誌』, 1949, pp.128-129)。

(4) 金融業

銀行・信用組合のうち全壊15、半壊 2、全焼15 (『福井震災誌』, 1949, p.134)。

当時、福井県で流通していた約 27 億円の銀行円のうち、約 2 億 5,000 万円が焼失 (大阪財務局福井地方部による推定) (内、申し出があったのは約 400 万円)

(『福井震災誌』, 1949, p.136)

地震発生後、数日間、金庫が開けられなかった。7 月 3 日、大きな混乱はなく、銀行は一斉に開店した。

(5) 鉄道

被害総額 8億2,183万円（『昭和23年福井地震震害調査報告』, 1951, p.14）。

路線202箇所、建物450件、列車脱線3件

（『昭和23年6月28日福井地震調査概報』, 1949, p.11）。

震害区間総延長距離96.0km、（国鉄・北陸本線＜大土呂－作見＞間40.2km、京福電鉄・三国芦原線＜福井口－本荘＞間17.4km および＜金津－泊＞間13.2km等）

（『昭和23年福井地震震害調査報告』, 1951, p.14）。

国有鉄道については、九頭竜川を境に、以南を敦賀管理部、以北を金沢管理部が担当し、復旧にあたった。災害復旧にはおよそ6億円を要した（名古屋鉄道局関係で昭和23年度末まで）

（『福井震災誌』, 1950, p.3）。武生以南および石動橋以北は地震発生当夜に復旧し、他の区間も比較的早期に復旧した。7月23日に九頭竜川に仮橋梁が完成し、北陸本線全線の運行が可能となった。本橋梁は1949（昭和24）年1月20日に完成した。図6-3に6月28日から7月9日までの敦賀管理部と金沢管理部、それぞれの旅客数と貨物量の動向を示している（『福井震災誌』, 1950, pp.321-323）。地震発生以前の10日間の一日平均と比べると、旅客も貨物も、敦賀管理部では約3割、金沢管理部では約1割の減少となっている。しかしながら、復旧した区間から順次、運行を再開したため、長期にわたる輸送量の落ち込みはなく、むしろ、被災地への見舞客や被災地での貨車使用の増加によって、名古屋鉄道局全体では若干、増加した（『福井震災誌』, 1950, pp.319-320）。

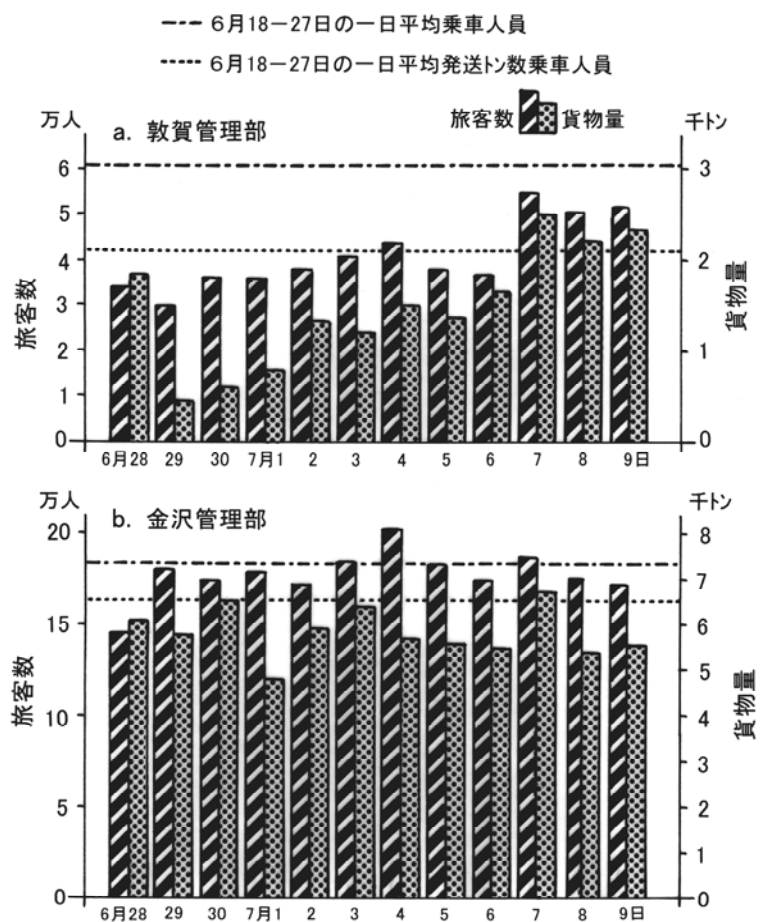


図6-3 震災後の国鉄運輸実績（田中, 1996, 第6図を改変）
（1948年6月28日－7月9日）

私鉄の中では、震央に近かった京福鉄道の被害が最も大きかった。8月11日までに大半の区間で運転を再開したが、九頭竜川橋梁（9月3日開通）と金津－本丸岡間（11月22日開通）の復旧には数か月を要した。鉄道の運転再開までは、バス・渡船による応急連絡が全地域で実

施された。福井鉄道は比較的被害が軽微で、市内線は7月7日には復旧を終えた（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.12）。

(6) 道路・橋梁

道路被害総額 2億 2,356 万円（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.55）。

（4億 1,000 円との記載もあり（『福井震災誌』, 1949, p.72））

被害延長距離 599km（『福井震災誌』, 1949, p.72）

橋梁被害総額 2億 1,575 万円（福井県内 179 橋、石川県 58 橋）

（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.86）。

（4億 1,000 万円との記載もあり）（『福井震災誌』, 1949, p.72）。

被災地の交通に大きな支障をもたらしたのは、橋梁の破壊であった。九頭竜川にかかる橋梁の多くが崩れたため、福井市内と周辺地域との間の陸上交通はほとんど遮断された。そのため、長期間にわたり救援物資や復旧資材の運搬が滞った。加えて、いたるところに積み上げられた瓦礫や幅の狭い道路が車両の運行を妨げ、大挙して福井県内に入ってきた救援車両が、応急復旧した箇所を再び破壊し、交通渋滞を引き起こしてしまうという悪循環が生じた。高木橋、舟橋、中角橋、長畝橋は、7月20日頃までに仮橋が完成したが、同月24日の豪雨で流出してしまい、再度仮橋を架け、第二次復旧したのは8月であった（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, pp.53-55）。

福井震災以前、福井県の道路は、狭くて屈曲している上に未舗装部分が多いという道路事情の悪さで知られていたが（『福井震災誌』, 1949）、災害復旧を機に、根本的な道路改良が図られた。物資輸送のための重要路線を優先的に改良した他、隣接県に通ずる道路を改修する、丹生郡海岸道路を開通させて冬期道路の代替路線とすることなども、改良方針に盛り込まれた（『小幡県政のあゆみ』, 1951）。

福井市は、1946（昭和 21）年9月に制定された「特別都市計画法」を受けて戦災復興都市計画を立案したものの、実施が行き詰まっていた（『福井県史』通史編6巻, 1996）。けれども、震災によって既成市街地の大半が倒壊・焼失したことにより、遅れていた戦災復興事業が一気に進むことになった。福井市および周辺6町村が全国初の5か年計画の都市計画実施地域に組み入れられ、福井市内では大胆な区画整理が実施され、幅員 44m 道路（駅前大通り）や 36m 道路（本町通・大名町通り）の敷設をはじめ、主要道路の拡幅と直線化、公園緑地の整備、墓地移転、下水道整備などが行われた（『福井烈震誌』, 1978 および『福井市史』資料編別巻（絵図・地図）, 1989）。こうした市街地整備の進展の背景には、地震被害を大きくした原因として、狭小な道路や都市整備の不十分さが指摘され、都市計画への住民理解が進んだことも挙げられる。福井市は、城下町の面影の残る街並から、近代的な地方中核都市へと急速に様変わりしていった。

(7) 港湾

被害総額 4,997 万円（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.143）。

三国港では、防波堤の低下や岸壁の沈下のほか、上面コンクリートに亀裂が入り、荷揚げ不能となった。塩屋港では、大聖寺川左岸が崩壊した（『福井震災誌』, 1949, pp.103-104）。

(8) 教育施設

小・中・高等学校：全壊 78、半壊 21、全焼 12（『福井震災誌』, 1949, p.90）。

福井県内の全生徒・学童の約 35%に相当する約 72,500 人が地震の被害を受けた。夏季休暇は 1 か月繰り上げられた。連合軍から貸与された大型テントや天幕、教科書会社などから寄贈された多数の教科書を使用して、8 月初旬から授業が再開されたが、備品等が不足し、二部・三部授業を余儀なくされた。テントでの授業と並行して、特別給食が実施された（『福井震災誌』, 1949, pp.493-494）。

(9) 医療施設

保健所（全壊 2、半壊 2）、隔離病舎（全壊15、半壊 2）、病院（全壊 9、半壊 1、全焼 6）、
医院（全壊101、半壊22、全焼22）、歯科医院（全壊37、半壊10、全焼16） 等
（『福井震災誌』, 1949, p.85）。

1948（昭和 23）年度末には、福井・金津の両保健所が再建された。しかし、政府からの医療施設復旧費の融資が難航したため、翌 1949（昭和 24）年度に入ってようやく、赤十字病院と県立病院の再建・建設計画に見通しが立った（『福井震災誌』, 1949, pp.660-661）。

(10) 上水道・下水道

福井市・丸岡町・芦原町は地震と同時に断水。丸岡町では全戸（100%）、福井市では全戸の 98%、芦原町では 70%が被害を受けた（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.174）。
下水道では、福井市で軽微な被害があった（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.174）。

運搬給水が 1948（昭和 23）年 12 月末まで続けられた。これと並行して、10 月初旬までの 3 か月間に、共同栓設置のための応急工事が行われたが、福井市内の各戸給水は翌 1949（昭和 24）年度まで持ち越した。地震による地下水の変化により、井戸水の涸れた地区が出現したため、簡易水道設置を計画しなければならなくなった（『福井震災誌』, 1949, pp.643-645）。

(11) 電気

水力発電所 17（軽微）、変電所（倒壊 1、軽微 16）、送電線（平野部の 3 万ボルト以下の低圧線の被害大）、配電線（市街地や村落内部で被害大）（『昭和 23 年福井地震震害調査報告』, 1951, p.144）。

末端設備である変配電施設での被害が大きかったが、基幹施設である発電施設では地震被害が比較的軽かった。そのため、比較的早期に送電が再開された。

(12) 通信・電話

復旧費 約 1 億円（『福井震災事業要誌』, 1949, p.34）。

被災地の加入電話の 91%（3,032／3,340）は不通となった。地震発生後約 1 週間、電話連絡はほとんど不可能であった（『福井震災誌』, 1949, pp.157-178）。

地震発生翌日、6 月 29 日午前 7 時に開通した、金沢－福井間の公衆線が、警察・新聞社等の非常連絡や報道に活用された（『福井震災事業要誌』, 1949, p.53）。

電信・市外電話回線については、京阪方面への連絡を優先して復旧にあたり、6 月 30 日に回復した。7 月 4 日より一般公衆通話の一部が開通し、8 月末までには応急工事が一応完了した。市内回線については、非常連絡用、福井駅、福井市役所、県庁、警察、軍政部、新聞社、測候所といった重要施設から順に開通させ、11 月末までに福井市内加入者 820 名等の回線も復旧した（『福井震災事業要誌』, 1949, pp.33-34）。

(13) 郵便

被害総額 約 1 億円（『福井震災誌』, 1949, p.161）。

内訳：局舎 8,000 万円、事務用品 1,000 万円、ハガキ類 1,000 万円。

郵便の引き受け業務は 7 月 10 日までに、配達業務は 7 月 5 日までに再開された。収集業務も 7 月 3 日、ポストの配置が完了したことにより、再開された（『福井震災事業要誌』, 1949, pp.26-27）。

3 県財政の予算措置

福井県政の目標として六大振興対策を掲げて編成した 1948（昭和 23）年度の県予算成立直後に、福井震災、さらに水害が発生したため、当初の振興対策を予定通り遂行することは困難となった。しかし、当時の小幡治和知事は、あくまで振興対策に沿って復旧対策を行うことを原則に、予算の捻出に努め、1948（昭和 23）年度から 1950（昭和 25）年度までは六大振興対策、1949（昭和 24）年度から 1951（昭和 26）年度までは六重点対策を実施した。六大振興対策のなかでは農地乾田化、また、六重点対策のなかでは道路対策を福井県政の柱として、予算

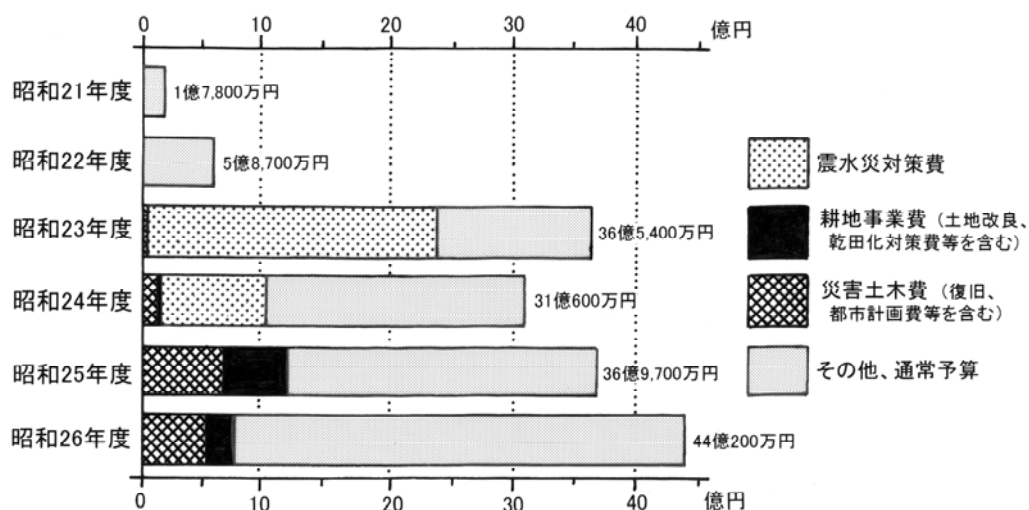


図 6-4 福井県一般会計の支出状況 (昭和 21～26 年度) (田中・服部, 1997, 図 3 を改変)

が手厚く配分された (『福井県議会 4 ケ年の歩み』, 1951 および『福井県議会史』第 4 巻, 1983)。

図 6-4 には、1946 (昭和 21) 年度から 1951 (昭和 26) 年度までの各年度の福井県予算支出を示している。1947 (昭和 22) 年度予算に比べて、1948 (昭和 23) 年度予算は 6 倍余りも増加している。これは、最終的に全予算の 6 割を超えた震水災対策費の上乗せと当時のインフレーションの加速とが原因と考えられる。この震水災対策費はわずか 2 年で消滅し、代わって、農地乾田化を含む耕地事業費や都市計画費を含む災害土木費が比重を増している。つまり、応急対策費の支出は短期間に限られ、恒久的な対策費に切り替えられており、長期的展望に沿って、重点的な予算配分が行われたことが明らかである。

4 まとめ

本節では、福井震災関連のさまざまな報告書や既往論文に基づいて、社会・経済・県財政などの面から、被害状況と復旧・復興活動を整理した。こうした検討のなかから、以下の点を特徴ならびに教訓として指摘しておく。

- (1) 局所性一直下型地震ゆえに罹災範囲が限定されていたこと、また、被災情報の発信の遅れと到達範囲の狭さが特徴的である。周辺地域から被災地に通ずる道路・鉄道が断絶されたことで、被災地への救援・復興物資の輸送が妨げられることとなった。また、情報の遅延や詳細な情報の広がり欠如は、救援活動を遅れさせ、復興資金や物資が不十分なまま、被災地域の自治体や住民に自助努力を強いることになった面がある。周辺地域を含む他地域との緊密な情報・物資・人的な面での連携と交流が、救援のみならず、速やかな復興の要件である。

(2) 迅速性・自立性―戦災・震災さらに水害という度重なる打撃から、きわめて短期間のうちにさまざまな対策を実施し、福井地震発生後 1 年で、一応の復興を達成している。避難所や救援物資、財政等で、行政や支援団体等に全面的に頼ることの難しい社会・経済情勢のなかで、ほぼ自力で復興を達成した福井県民のたくましさと活力は特筆に値する。

(3) 応急対策から恒久対策へ―復旧と復興を併行して行う方針のもと、財政的な手当に苦しみながらも、応急的な措置を超え、より長期的で明確な将来展望に基づいた復興が目指されていた。こうした努力が、福井市の都市構造の枠組み、道路をはじめとする交通体系、耕地や水路といった農業基盤、繊維織物を基幹とする産業構造の基礎を築いた。自然災害は社会・経済に大きな打撃を与えるが、それを契機に、「転禍為福」とするためには、明確な将来計画を常に用意しておくこと、また、「転禍為福」を効果的に実行するためには、重点的に経費配分することが重要であるという教訓が示されている。

こうした教訓を後世に受け継ぎ、地域社会や経済だけでなく、わたしたちの日常的な暮らしに生かしてゆくことも大切なことがらである。大災害の経験を生かした防災教育や啓蒙活動を通じて、住民の防災意識や災害準備度を高めてゆくことも方策の一つであろう（田中・服部, 2001；服部・田中, 2002；Tanaka, 2005）。

第 2 節 福井軍政部報告にみる震災後の福井

本稿では、この福井軍政部の GHQ 司令部への報告中、地震後の被害、復旧、行政機関の対応などについての記録を紹介する。『福井県震災誌』など日本側がまとめた当時の震災史では GHQ の支援を賛美に近い形で記述しているが、軍政部は必ずしも慈善事業として震災支援を行っているのではなく、GHQ が目指そうとしたファシズムから日本を脱却させ、「民主化」へ導こうとする政治的目的をとっての促進要因、あるいは妨害要因を峻別するという大前提に立って、事業を推進していた。しかも、初期占領政策を特徴づける強力な民主化推進策から一定度の実施成果が得られ、戦災復興が実を挙げ始める 1948（昭和 23）年中頃を契機として急進的占領政策の転換が図られる。まさにこの時期が福井地震の震災復興と重なった。その意味では、GHQ 福井軍政部は、行政改革の推進と震災復興に占領政策転換というバイヤスが掛かるこの時期特有の問題を孕むことにもなった。1948（昭和 23）年の 6 月 28 日の震災と 7 月 24 日から始まる水害の 2 件の月例報告を紹介し、その上で、GHQ による戦後改革の促進と災害復旧についての認識がどのような結果を残すことになったのかを見ていくことにする。なお、すでに、福井軍政部の報告は『福井県史』資料編 12 巻下付録として翻訳されており、また、当時の福井県下の状況全般についても資料と解説が付されているので、それらに依拠して、紹介を行い、必要に応じて原典を引用することにしたい。

1 福井軍政部について

占領軍第一陣が8月28日厚木飛行場に到着、引き続いて30日にはマッカーサーは3,000人の兵を従えて厚木に到着、これ以降、アメリカ陸海軍とイギリス連邦軍（オーストラリア・ニュージーランド・イギリス・インドの各軍）が進駐した。このうちアメリカ軍は反乱を防止する目的で戦時体制を維持しつつ40万もの兵士を進駐させたが、反乱の危険性が薄いと判断され、翌46（昭和21）年には進駐軍兵士は半減された。

総司令部が1945（昭和20）年9月17日には横浜から東京の第一生命ビルに移り、本格的な占領体制が敷かれた。占領軍陸軍部隊が各地の軍事基地に進駐した当初の配置では、第八軍（横浜一税関ビル）がその下部の軍団を組織して東日本の占領を管轄、第六軍（京都）が西日本を管轄した。占領の年のうちに実戦部隊による軍政支配から民政支配へと占領方針の転換が図られるなか、第六軍は1946（昭和21）年早々に本国へ帰国した。その後、1946（昭和21）年2月からは第八軍軍政部が全国を担当し、軍団軍政部—地区軍政部—都道府県軍政部の指揮系統で組織化された（天川晃・福永文夫編『民政局資料総索引』2002年）。

福井県への占領軍による当初の進駐は旧日本軍施設の接收作業を目的とする1945（昭和20）年10月13日のアメリカ陸軍第六軍によるものであったが、これ以降続々と各部隊による進駐が続き、軍政支配から民政支配への移行が図られたのは、第六軍の撤退期の1946（昭和21）年2月頃と推定されている。なお、その後、福井震災時の担当官であったハイランド中佐（James F Hyland Lt Col）が解任される時期と重なる1948（昭和23）年9月には、東海北陸地区の指揮命令系統下に置かれるという変更がなされ、福井軍政部は1949（昭和24）年7月まで存続した（『福井県史』通史編 pp. 6,364～374）。

福井軍政部の本部は当初敦賀市におかれたが、県の施政の監視という関係上福井市に移され、福井人絹会館を本部事務所とした。その機構は6名の将校による、経済、労働、法律・政治、公衆衛生、福祉、民間情報、教育の各課担当に分かれ、このほか小浜、敦賀、武生の出張所も管轄下に置かれた。以下紹介する月例報告もこれらの課ごとの報告とそれを総括する軍政指揮官の報告よりなっている。

なお、軍政部とは全く異なる組織としてCICと称される諜報機関があったとされるが、この機関の報告内容は、現在、国立国会図書館にある資料に群としてまとめられていないので、検索できなかった。

(1) 福井地震に関する月例報告（1948（昭和23）年6月1日～30日間）

福井軍政部による震災直後の最初の報告（1948（昭和23）年6月30日）をまずみておく。報告は最初に総括的な内容をハイランド中佐（James F Hyland Lt Col.）が行い、7各部門（法政、公衆衛生、社会福祉、労働運動、経済、社会教育、民間情報）の担当者による報告書

から構成されている。月例報告は以下の体裁で当該月間の問題となるべき事項が記されている (CAS (A)10702)。

HEAD QOUATERS FUKUI MILITARY GOVERNMENT TEAM APO 301 (FUKUI, Honshu) 30 June 1948 SUBJECT: Monthly Military Government Activities Report for the Period 1 June to 30 1948 TO: COMMANDING GENERAL, Headquarters Eighth Army, APO 343 Attn: Military Government Section Prepared at Fukui-shi Subsequent to Earthquake Disaster that occurred 1714 hours, 28 June 1948.
--

以上の内容は、総司令部 福井軍政部 軍事郵便 301 (福井、本州)、1948 (昭和 23) 年 6 月 30 日付け、主題は軍政 1948 (昭和 23) 年 6 月 1 日～30 日間の月例報告、宛先は第八軍司令官、軍政部が 1948 (昭和 23) 年 6 月 28 日 17 時 14 分発生地震後の福井市において用意したものと注書されている。なお、この一群の書類はすべて”RESTRICTED” (部外秘) の印判が押されている。

a. 総括報告

ハイランド中佐 (James F Hyland Lt Col.) による総括の要点を以下に記す。段落ごとの内容を摘記する。(震災後の支援活動に対する) 合衆国の重機械設備への要望は強く、設備の適切な作動が実施されたわけではないが、そうした期待感は徐々に薄らいでいる。

- ・ 福井市に 16 の移動給水設備は好評。撤去すれば不評となるので、そのままにしておくことにする。
- ・ 河川 (九頭竜川) 北部の被害地に通ずる架橋は進行中。食料供給はトラック、人手に抛り運搬予定。
- ・ 食料供給、避難の進行は良好。病院への収容も順調、ただし、病院へ収容後の死亡例あり。県当局は孤絶地域でも食料供給、避難は順調とする。疾病対策 (予防接種、蚊退治など) の対策実施。隔離病院設置、腸チフス患者隔離済み。
- ・ 物価騰貴、盗難、政治的アジテーションについては厳しく監視されている。
- ・ 朝鮮人連盟 (The Korean League) は県当局の救助活動の一環と称してトラックやテントで旗を立てて活動。彼らの活動は偽 (false) であり、朝鮮人による救援物資の盗難を捜査中である。朝鮮人連盟は違反すれば逮捕という条件付で、旗の撤去を命じられた。純粹に援助を欲するものであれば、共産主義者であれ、朝鮮人であれ、支援を惜しまない。共産

主義者、朝鮮人に慣れておくことは彼らの活動統制には有効と考えられる。著名な地方ギャングについても監視中である。

- ・鯖江の製氷所は完全に修復され、稼働中である。
- ・道路の完全な修復は時間がかかるだろうが、緊急の整備はなされつつある。
- ・河川堤防は洪水の危険がある。堤防が決壊すれば河川流域には被害が出るが、地震の被害地域はさらに深刻。
- ・多くの農民は水田の水が無くなるというので、堤防作業に徴発されていたが、堤防の決壊の可能性は低いので、われわれ軍政部は農民を水田の補修に戻すようにさせた。
- ・織物工場の調査で被害は深刻と感じられた。木造の屋根が撥ね返っているので、板材の供給を考慮中。
- ・Mr Botts 氏（ララ物資 : **Licensed Agencies for Relief in Asia**: 米国救済統制委員会が 1946（昭和 21）年 6 月に設置を認可した日系米国人の日本向け援助団体）は衣類、子供用の食料に向けて調整中。
- ・東京の地震学者が福井に滞在中。
- ・県当局の災害対策が始動。
- ・交通事情による多少の混乱はあるが、大問題ではない。
- ・日本人の道德感覚（the morale of the Japanese）は素晴らしい。ヒステリックな傾向はない。我々は雪が降る前に被害地域に足の確保ができることを期待している。軍政部内の仕事はうまくいっている。信号機と水供給の派遣以外には軍政部が関与する仕事はほとんどないと我々軍政部は考える。
- ・被害地域以外における軍政部の仕事は通常通り。

b. 法律および政府（Legal & Government）

セッドナウ少尉（Michael C. Sednaoui 2d Lt）による報告。

- ・警察：地震以来、警察当局はわが軍政部と緊密に連絡しあい、連携している。いっほどの盗難事故もない。
- ・消防：水道本管破裂によって、第 1 震動後消火された火災が少なかった。しかしながら、消防団は救助活動、道路、橋の復旧などに活躍した。郡や県の消防士も大いに活躍した。

c. 付属報告 B-1、公衆衛生フライデル中尉（GLEN W FRIDELL 1st Lt）に拠る報告

（全般によく事業が行われている旨の報告、特に問題とすべき内容ではないので、省略）

d. 付録報告 B-2. 社会福祉 デヴァイン少尉（John A Devine, 1st Lt）による報告

問題点：被害地域のすべて福祉施設が破壊され、記録も失われた。

e. 付録報告 C 労働運動 ジョウダン（L. Jordan、CAF）による報告

問題点：労働問題の行政官は、目下、救済策の保障を確保するために活動する共産主義分子以外の労働者援助組織を調査中である。

f. 付録報告 D 経済（産業） ロリオ（James W. Lorio, Maj. Inf）＋ジョウダン（L. Jordan、CAF）による報告（付録報告 D-1）。

- ・ 県当局の調査では、絹・綿織物産業の工場の 39%が設備、機器を含めた被害を受けたとしている。焼失を免れた損壊倉庫の在庫品の一定程度は輸出用に当てられるが、その量は包装などの用材の調達如何だという。中央政府、貿易協会、織物組合、県当局などが調査をして織物産業の復旧を図る予定。詳しい調査を 8 月までに完了する予定。
- ・ 被害地の他の産業の被害調査はなされていないが、重大な損害をこうむったことは明白。隣接地域においても、電力や交通手段の問題で損害が出ている。
- ・ 南からの福井市への鉄道は 3 日後に復旧した。金沢方向への鉄橋は損なわれ、この復旧には約 1 ヶ月懸かるとの見込みあり。2400 の貨車に積まれた物資は飛行機の運搬でも考えなければ、そのままの状態であって、運搬されないだろう。
- ・ 福井市へは地震後 7 時間でハイウェイが通じた。ハイウェイから回り道をすれば他県へも行くことが可能。鉄橋はほとんど落ちたが、仮の架橋や渡し舟が利用できる。

g. 天然資源（付録報告—2）

- ・ 九頭竜川沿いの堤防損壊は洪水に対する予防措置が図られた。異常な乾燥のため、降雨が待たれるが、多くの堤防は水位が上がれば水田地帯に水が流れ込む虞がある。さらに深刻なのは、灌漑の早期復旧である。溝への土砂の流れ込み、土地の亀裂が水位を下げ、水の確保に危険な状態である。村の幹部や農民たちは自分の家の修繕よりも米の収穫確保に努力を集中している。被害地域の農産物集計はまだなされていないが、脱穀前の保管中の麦や馬鈴薯などはだめになったと推定されている。農民たちは出来るだけ農作業を優先させているが、家族を失ったり、生存が脅かされる状態で、活動は低下している。
- ・ 漁獲は続行され被害は少ないが、輸送手段を欠いたり、魚網、設備などが破壊されている。被害集計はなされていない。関連施設の一時的損壊はやがて回復するだろう。

（付録報告 D-3 機械設備損傷は動力の回復を待つとの報告内容のため、略す）

h. 社会教育 ブレイク（Henry W Blake, CAF X）による報告

- ・ この 1 ヶ月はすべて 6 月 28 日の地震と火災で始まり、そして終わった。学校の調査書、記録類、この 3 ヶ年のデータはすべて焼失した。教員と教育委員会はまずその問題の処理に追われ、すべての活動が麻痺している。
- ・ 夏休みが地震の日の 6 月 28 日から始まった。学校が 8 月中に機能するように期待されている。教育委員会からの調査は以下の通り：

焼失	11 校
部分倒壊	25 校
全壊	88 校

32%の生徒が学校を失った。

上記の被害数値は最終のものでもなく、また正確でもない。少なく見積もっても 50 人の教員が死亡し、550 人の生徒が亡くなった。

i. 民間情報 エバンズ少尉 (Benjamin C Evans Jr. 1st Lt, Inf) の報告

- ・ 6 月 28 日 17 時 14 分の地震は福井ラジオ局 (JOFG) 以外のすべての新聞社、放送局施設を破壊した。この局が地震の一撃直後、外部への連絡をつける最初的手段であった。

以上は地震発生直後の時期にあたる報告であったため、ハイランド報告は震災状況の報告に終始した。他の各部門の報告のうち震災に直接関係する事項のみ摘記した。

(2) 1948 (昭和 23) 年 7 月 1 日～31 日間の報告

続いて、1 ヶ月も経ない 7 月 24 日から 4 日間続いた九頭竜川の洪水が発生、以下は災害関連事項の簡単な要約である。第八軍司令官への報告は各部局ごとに月例報告に一貫する同じ体裁で行われている。報告書総括者はハイランド中佐 (James F Hyland Lt Col.) である (CAS (A)10702)。

a. 総括報告

- ・ 洪水は 6 月 28 日の震災後急速な回復をみせていた復旧住宅にかなりの打撃を与えた。
- ・ 2 ヶ所の堤防決壊で、地震では被害を蒙らなかった地域が罹災した。
- ・ この原因は、中央政府が戦時中堤防管理を怠ったためである。
- ・ 食糧欠乏に対する GHQ 援助は住民、日本政府からも感謝されている。住民に集団ヒステリー (Mass Hysteria) 現象は見られない。
- ・ 福井市においては、恒久住宅 (permanent type construction) は進行しているが、郡部、農村部は資金、資材不足 (何百万という材木の流失により) で停滞。
- ・ 購買力のない人々のために、闇市が認められた。
- ・ 県外からの援助が得られた。
- ・ GHQ の緊急援助は適切に処理され、住民から感謝されている。

b. 地方行政府 (以下は各部局の報告で特に災害に関連する事項を挙げておく)

- ・ 地方自治法関連条例が 1948 (昭和 23) 年 7 月 16 日県議会を通過、福井市の関連条例も 7 月 6 日に通過した。
- ・ 福井県特別議会において 435,995,000 円の復興予算が 7 月 24 日示された。
- ・ 福井県警察部の組織改変がなされつつあり、大阪警察学校長が災害救助活動から得られた

知見に基づき、組織改革に着手した。

- ・ 共産党と共産主義に同調する労働者組織、および朝鮮人連盟が、県議会を通過した地方自治法関連条例は明らかな憲法違反だとしている。
- ・ 先月、救助事業に不必要な介入をしたとして 50 人の共産主義者が県外退去（escort out of this Prefecture）された。

c. 公衆衛生

- ・ 震災後、いくつかの公衆衛生プログラムが立ち上げられた。まず、約 20,000 人の負傷者は石川県に避難させた。車の近づきやすい南部地域から 29 日の早朝には医療救援が得られ、第 36 清掃隊（the 36th Clearing Company）や岐阜からの支援が得られた。500 人ほどの患者は鯖江や武生の病院に運ばれ、応急救助を受けた。
- ・ これらの救助は、石川、京都、大阪、近畿地域の GHQ 軍部からの支援物資に拠るものであるが、日本の厚生省（the Public Health Department）、および日本人との協力もうまくいった。
- ・ 安全な飲料水確保のために井戸に入れる塩素殺菌剤を配布した。
- ・ 7 月 25 日の堤防決壊による洪水で 11,000 軒が被害を受けたが、厚生省は井戸水の塩素殺菌の行い、腸チフス、パラチフスの予防措置を採った。疫病の蔓延を防ぐ努力はどうか保たれている状態である。

d. 社会福祉

- ・ 災害の被害家屋のうち 28%が修復されたが、罹災者については 3 ヲ所の公的収容施設が開設され、また、引き続き 5 ヲ所が坂井郡、吉田郡に建設中であり、三国と鯖江の軍事施設が開放された。
- ・ 福井市の北部を襲った洪水では約 5,000 人が一時的に避難所に入ったが、現在は震災罹災者はすでに自宅へ戻っている。

e. 経済

- ・ 福井の経済を支えてきた織物業は大半破壊されたが、政府の長期貸出資金などの援助が得られれば発展の見込みありとする。
- ・ 総じて、現状では災害対策が優先され、GHQ による戦後改革の諸施策、組織改革、農地解放、森林保護などは二の次となるが、早晚、GHQ の政策は再開される。
- ・ 農村地帯の復旧については、40%もの人が死傷した小さな町など農業の担い手がいなくなり、農業労働が不足する現状であるが、農業機械や技術指導などの導入計画が始動し始めている。要は資金の問題である。
- ・ 価格統制はしっかりと監視され、違反者は罰則を受けることになっているが、災害後の必要最小限度で闇市が認められている。

f. 民間情報

- ・災害の緊急情報については、県庁はすべての災害地域市町村に広報版 (bulletin board) を設けた。福井市には8ヶ所の広報版を設け、171 のポスターを貼った。「福井市広報」は700部が各地域に配布され、飲料水、材木配給、氷配給、救助物資、慰安施設、浴場、防疫、闇市統制、被害調査、都市計画などについて広報した。
- ・福井市の地方放送は災害情報を逸早く入手したが、間もなく機能が停止した。50時間後には近隣の放送局の援助を得て再開された。25,000 のラジオが地震で破壊され、3,000 が洪水でだめになった。ラジオ修復隊が組織され活躍した。
- ・福井新聞は相当な被害を受けたが、仮の事務所を設け、石川県金沢で印刷して新聞がされた。ただし、完全な復旧は資金難で困難と考えられている。
- ・第八軍の特別許可を得て7件の16mm 撮影機が配給され、慰安と視覚教育のために使用される予定である。

(学校教育は略す)

(3) 6月震災、7月水害のGHQ 把握内容について

a. GHQ による災害状況の把握と対応

6月28日の地震の発生から数日も経ない段階の報告であったため、福井軍政部が果たした救援は十分な展開がなされていない。このため、報告は震災被害、それに関連する状況把握に終始してはいるものの、福井軍政部は単に総司令部が日本政府に命じたことの実施を監視する役目以上に災害救済に踏み込んでいることが判明する。災害救援に名を借りた左翼勢力の拡大への警戒が極めて強く、予防措置も講じられている点が目立つ。

まず、GHQ の援助については、軍からの大型機械の提供が期待される状況だが、現実には作動していない段階であった。食糧援助が行政当局、国民に感謝を以て受け入れられえいること、公衆衛生の考え方が根付いていない現状での衛生思想の実践を災害時に図ろうとした点などが窺える。極度のインフレ現象の最中の災害発生であり、物価騰貴が警戒されたが、庶民の生活維持を考慮して県当局による闇市黙認を福井軍政部も承知した形であった。福井における産業政策の中心は織物産業であったが、工場、織機などの被害調査はまだできない状況であり、県からの報告が8月中出るとしている。九頭竜川に沿う水田地帯の灌漑が地震で損壊したものの米の収穫の減少を防ぐ農民の努力がなされているが、労働力を失った農家の多いなかでの困難が指摘されている。学校校舎は88校全壊、焼失11校、生徒の1/3が校舎を失ったが、地震の日から夏休みとされた。救援に名を借りた共産党勢力の伸張に強い警戒を示し、福井県に強い規制を要請している。

7月の月例報告は震災1ヵ月後の復旧状況と、これに7月24日から続いた豪雨による九頭

竜川の氾濫、洪水が大半を占める。この7月の月例報告はGHQの災害救援の実態が詳細に報告されている。ここには、震災後1ヶ月間に進行している救援事業の実状が反映されていると考えられる。

まず洪水被害は震災被害地域以外の地域を主に襲ったものの、震災から立ち上がりつつあった地域の住宅復旧にも打撃を与え、市部は立ち直りが早いが農村部は資金、資材不足のため、住宅復旧が遅れている現状とした。しかし、こうした状況下でのGHQの食糧援助は住民から感謝されたとする。特にGHQが力を注いだのは災害後の医療救援と衛生管理で、石川、京都、大阪、近畿地域のGHQ軍部から支援を得て行われた。井戸水の塩素剤投与などの指導が細かく指示された。災害情報の広報活動についても、広報版や市広報紙の配布などのGHQの指示が出された。また、県が用意する罹災者の避難所のほかに三国と鯖江の軍事施設が提供された。災害救援がすべて優先され、戦後の諸改革（政治的、社会的組織改革、農地解放など）はこの場合後回しだと言明されているから、確かに福井軍政部は災害救援に全勢力を注いだことがわかる。一方では、救援活動における左翼勢力の排除も怠っていない。

(4) ハイランド解任後のGHQの対応

ハイランド中佐（James F Hyland Lt Col.）は9月25日に解任され、司令官が交代した。ハイランド解任の理由は月例報告の文面からには見当たらない。10月、11月には代わってドナルド・マクライン中佐（Donald McGrayne Lt. Col）が司令官の任に就き、月例報告がなされている。それ以降、福井軍政部が廃止されるまでは、デイヴィス中佐（L. M. Davis Lt. Col）が司令官を勤めた。

a. 1948（昭和23）年10月、11月の月例報告

震災復興は急速に進展している。特に、住宅、商業施設、産業地域、喫茶店、映画館、レストラン、県庁界隈の歴史的遺産の濠などが上げられる。また、学校、病院、道路の復興は遅れが指摘された。病院はなんら財政的支援がなく、緊急に新しい学校必要にも関わらず、日本政府は3年間の予算しか与えていない。これから気候が厳しくなるというのに、54,356人の子供は依然としてテント張りの学校である。道路はひどい状態のまま来年の春までは仕事はストップしたままである。

各部門の報告で特に問題とされていることは、医療施設の不備であり、これは災害救助法が緊急対応に限定されているからだと言及が指摘されている。以下がその要約である。

福井赤十字病院は地震で相当に被害を受けたが、現在、修復資金に事欠くが、残った建物の木材資金の見込みが付いたので、雪が降る前には目処が付く。被災地域の医療施設はゆっくりとはしているが再建されつつある。いくつかの個人の病院も冬の前には再建されるが、需要には程遠い。県も中央政府も災害地域の医療施設についてのなんら努力を示していない。これは明らかに災害救助法が緊急対応のみに限定されていて、それ以後の医療支援を考慮していない

ためであり、明らかな欠点である。

b. 1948（昭和 23）年 12 月の月例報告

デイビース中佐 (L. M. Davis Lt. Col) は帰国した前任のマクライン中佐 (Donald McGrayne Lt. Col) の後任として 1948（昭和 23）年 12 月 28 日に着任している。この総括報告では、道路も復旧は不完全で冬季の雪などにより車両の通行は不可能になるだろうとし、また、学校建設は仮校舎も冬季に入り不備、病院も同様だと復旧状況については悲観的な見方を示している。孤児のために 12 月のクリスマス行事の慈善パーティが開かれたことを報じている。着任したばかりで、災害の惨状からの立ち直りの過程を認識していない以上、悲惨さが目に付くのはけだし止むを得ないと思われる。

これ以降、補佐官の転属など、ハイランド中佐 (James F Hyland Lt Col.) 以後の軍政内部の人事異動が頻繁な様子が窺える。

(5) GHQ の復旧・復興認識

ハイランド中佐 (James F Hyland Lt Col.) は 9 月 25 日横浜へ転属となり、8 月、9 月の月例報告を以て解任となった。8 月、9 月の報告の要約をここで簡単に摘記しておく。

全般に震災、水害の復旧作業は進んでいると認識している。民間人の協力体制はうまく運んでいるが、問題は政府の対応にあると指摘している。知事、議員たちが東京へ行き、援助の要請をした。中央政府、GHQ から視察があり、その結果、援助が一段と進展、繊維産業、水力発電の施設補修、救済財源への割り当てが増えたとする。学校施設の復旧は困難を抱えている。左翼勢力への規制について布施辰治も入る弁護団を構えて、知事と福井市長に対して訴訟が起こされた。この訴訟に県や市は時間を奪われている。

9 月の月例報告では、政府、県の災害復旧費などについての金額の報告がなされている。

中央政府の震災関係予算額の報告：社会福祉 95,000,000 円、復興予算 93,300,000 円、教育費 35,000,000 円、農業振興 98,000,000 円、道路・堤防復旧 160,000,000 円、水道供給施設 6,000,000 円。以上は県当局要求額の 20%に過ぎないが、50%が国債 (bonds necessary)、20%は起債 (the loans required) である。織物産業は要求額の 16%にあたる 10 億円以上の公債が利用できることになった。（中学校までを義務教育とする六・三制が敷かれ、教育基本法が前年（1947（昭和 22）年）3 月に公布されたが、）新制中学校設立については住民の理解が得られず、5 町村の委員が辞職した。朝鮮人不法侵入者への法的規制を掛けることを法務省が了解した。当軍政部は日本人に対して住居問題の早急な解決をするように説得している。ララ物資の福井県への災害救助物資が輸送された。福井の水道給水施設の再建が進行中である。

2 災害に対する行政の対応

(1) 福井県の災害報告

『大正昭和 福井県史』によれば6月29日に政府においては、中央災害救助対策協議会が設置され、対策が講じられたとされているが、国会図書館、国立公文書の政府関連資料にはこの協議会に関する資料を見出すことができなかった。また、この震災に関する閣議決定なども見出すことはできなかった。しかしながら、7月24日の九頭竜川洪水発生に際して、知事が政府に送付した電報とこれに対する官房長官（当時苦米地義三）の至急電報の案文などが残されている。それによると、水害報告は7月26日午後3時10分に総理大臣宛に発せられている（以下電文写し）。

欄外「電報 総理大臣秘書官 七月二十六日午後三時十分」
総理大臣宛
福井県知事
二十四、五日豪雨の為め地震被害復旧間に合わず、九頭竜川堤防は遂に各所決壊し被害甚大、目下人命救助中なり、まことに遺憾に不堪、此際政府に於ては速かに国営を以て堤防を応急復旧されんことを切望に不堪

なお、これに対して、官房長官の電文（案）は以下のようなものであった。

欄外「至急電報」「閣乙 三〇」
内閣官房長官㊦ 内閣官房次長㊦ 内閣事務官㊦
23年7月26日
内閣官房長官
福井県知事宛
先般地震に依り大被害を受けられ憂慮していたところ、今般又又水害のため甚大な被害を蒙られ誠に同情に勝えず、政府においては早速できうる限り {の援助措置を講じ居るも} 致したき考えなるも地元当局におかれても益々勇猛心を振起し災害の復旧に万全を尽されんことをのぞむ

* 下線部修正、{ } 訂正文

(2) 福井県・福井の初期対応

1947（昭和22）年9月のカスリーン台風災害下で成立した災害救助法がこの福井地震では

じめて適用された。この法律の成立には GHQ が関与して、災害規模に応じて、中央政府、および罹災地域の自治体に災害救助協議会が設置されることが義務付けられていた。政府は6月29日、中央災害救助対策協議会を設置して、米どころの福井に凍結している米 8,500 石の凍結解除、食料品の放出、封鎖貯金 1 世帯 10 万円の自由支払を許可するなどの措置を講じた。福井県においては、7月1日、災害救助法の規定に基づき震災対策本部が設置され、救助活動が開始された。これより先の 1948（昭和 23）年 1 月 9 日、福井県においても法律に基づく災害救助隊が結成されていたものの、準備や訓練はされていない段階であった。災害発生の際は被害を免れた福井放送局が各地に救援依頼の放送を行い、軍政部の応援を得て、道路障害物を除去して、救援物資の輸送の便の確保が行われている。罹災者へは、福井市 18 ヶ所、罹災町村 52 ヶ所の避難所を設け、GHQ からは大型テント 605 張を借り受け、1,000 戸以上の仮小屋を設けた。地元の医療施設のほか、日赤救護班、他府県からの応援救護などで、延べ 3,094 人の医師、5,261 人の看護婦が約 1 ヶ月の救援医療に従事した。災害救助法に基づいて、医療、寝具、鍋、釜、蠟燭、マッチなどの日用品が無料給付され、被災の無賃乗車も認められた。全国からの義捐金は 15,813 万円に上るなど、災害援助は全国から寄せられた（『大正昭和 福井県史』下巻、pp.62～78、1957 年）。

なお、福井軍政部の報告で力点が置かれた左翼勢力排除の意向は、福井市においては「災害時公安維持に関する条例」（7月7日）、福井県においては震災救援を妨害する政治、経済的行為の禁止告示（7月13日）として具体化され、また、同日（13日）、福井軍政部・福井県震災対策本部が「非常事態の公安維持」の通知を発している（『福井県史』資料編 12 巻、pp.105～107）。これについては8月13日に全国の労働組合から調査団が派遣され、福井神社でこの公安条例に反対する集会が開かれたという。この条例は福井県においては 1948（昭和 23）年 11 月廃止、福井市においては 1949（昭和 24）年 7 月に廃止された。これは、もっぱらハイランド中佐（James F Hyland Lt Col.）の反共姿勢が作用したもので、1948（昭和 23）年 9 月ハイランドの福井軍政部指揮官の解任はこれが原因であると解釈されている（『福井県史』通史編 6 巻、pp.395～396、1996 年）。

(3) 国会における災害復旧費審議および政府予算

では、福井地震および水害に対する災害対策費はどのように決定されたのだろうか。

この件についての国会審議は、第 3 回臨時議会（会期 1948（昭和 23）年 10 月 11～11 月 30 日）および第 4 回通常議会（会期 1948（昭和 23）年 12 月 1 日～12 月 23 日）で行われた。

この国会に向けて各省から予算案のうち、一般会計予備費からの使用を請議されたもので資料的に確認できたものは、大蔵省所管（福井税務署震災復旧費 3,000,000 円、北陸地区災害復旧費 758,000 円）、文部省所管（諸学校校舎営繕、官庁営繕、国宝修復費など 15,289,000 円）、厚生省所管（伝染病予防費補助、生活保護費、児童保護費など福井震災罹災関係復旧費 2,383,000 円）などであった。11 月 10 日付けでこれらの災害復旧費を含む一般会計補正予算

案が閣議に提出された。

これに基づく国会審議は、第3回臨時議会、第4回通常議会で審議された。

会期中11月12日に災害地対策特別委員会の第1回審議会が開催され、この年に頻発した災害（東北・北陸の融雪水害、豪雨、福井震災、アイオン台風災害）などに対する災害復旧費の補正予算に関する議論が前後7回行われた。災害地対策特別委員会の審議報告では、以下のようことが報告されている（第3回臨時議会11月30日本会議 椎熊三郎報告）。23年度の災害に対する建設省130億8千万、農林省85億8千万、運輸省（鉄道復旧費）28億9千万、逓信省2億7千万、以上4省で250億を必要とするのに対して、政府予算は60億の応急復旧費のみである。前々の災害復旧が不全であるため、その都度積み重なる復旧の遅延が新たな災害を作る。この際根本的な解決策を望むという趣旨であった。1948（昭和23）年に頻発した災害に対する国会の議論で注目すべきことは、1946（昭和21）年南海地震で損壊を蒙った港湾施設、河川堤防などが再び損壊を受けるなど、累積的被害が当時の災害の頻発で多額の復旧費の必要となっていると指摘されている点である。政府委員、議員ともに、予算額の僅少を指摘しながらも財政上の困難から漸く60億が確保されたことを了解するに留まった。

3 まとめ

本稿での主なテーマであるGHQ総司令部あるいは福井軍政部の福井地震に関する救援活動については繰り返しになるが、再度まとめておく。

各県の軍政部は総司令部の司令を超えて、各県司令官の個性的対応が往々にして認められることは前年のカスリーン台風の場合の埼玉軍政部司令官のケースにおいても指摘されている通りである。福井地震の場合は、戦後の混乱のなか、6月末の地震と1ヶ月後の水害による追い討ちによって行政の対応の立ち遅れが著しかったため、福井軍政部ハイランド中佐司令官主導の救援活動はそれなりの効果を発揮したことは以上見てきたとおりである。しかしまた、戦後占領政策が転換期に迎える時期であったとはいえ、総司令部の指示を超えてハイランド中佐の強い個性に基づく左翼の活動分子への監視と抑圧に従い、福井県は全国初の公安条例を出し、1年後には廃案とするなどの政治的混乱をもたらしたとする評価も生れた。

戦後初めて成立をみた災害救助法が最初に適用された災害であったため、この法の現実的有効性が試されることになったが、この法律が緊急支援を主眼としているため、災害による長期化するダメージに対しての対策が出来ないという軍政部内からの冷静な指摘があったことは記憶されてよい。この点は災害救済を目的とする法律が今にいたるまで継承するある種の欠落事項だからである。

第3節 福井地震と災害救助法

1948（昭和23）年6月28日16時過ぎ（夏時間17時過ぎ）、福井を襲った烈震により福井県下で、死者3,579名、全壊33,482棟、焼失4,162棟、半壊8,471棟の被害が発生した（福井県烈震誌, p. 34）。なかでも福井市と坂井郡の被害は激しく、95%が焦土と化したともいわれる戦災からやっと復興を遂げつつあった福井市は、また大きな打撃を受けたのであった。

この地震災害、さらに続いて発生した水害から、被災者の生活を守り、復興を遂げるために種々の対策がとられた。その制度的枠組みのひとつとして、本格的に運用されたのが災害救助法であった。本節では、この災害救助法を中心に福井地震の救援とそれに関わる社会的論点を取りまとめる。

1 災害救助の成立

災害救助法が施行されたのは、福井地震が発生するわずか8ヶ月前の1947（昭和22）年10月20日のことだった。それまでも自然災害の被害から被災者を救うために、古くからいろいろな制度が設けられてきていた。明治時代以前から、飢饉などに備えて設けられた、三倉法といわれる常平倉、義倉、社倉などの救済制度があった（厚生省社会局施設課, 1967）。いずれも中国の制度に由来するものであった。その後、現在の災害救助法の原型ともされる備荒儲蓄法が1880（明治13）年に発布された。「非常ノ凶荒不慮ノ災害」で罹災した者を対象に、食料、小屋掛料、農具料、種穀料を給付する現在の災害救助法の骨格が定められた。また、国税の補助・貸与も定められ、各府県が府県儲蓄金を、加えて中央儲蓄金がそれを補助する2本立ての仕組みが設けられた。

ところが、1890（明治23）年以降風水害が相次ぎ、帝国議会衆議院議事速報によると、中央儲蓄金は「モウ既ニ一昨年デ支出シ尽クシマシテ、最早今日ハ1金モ」（厚生省, 1969）ない状況となった。そのため、罹災者を救助するために罹災救助基金法（1899（明治32）年）が施行された。この法では、支出対象費目が避難所費、食糧費、被服費、治療費、埋葬費、小屋掛費、就業費、学用品費、運搬用具費、人夫費の10項目へと拡大した。さらに、現在の災害救助法の大きな論点のひとつである現物主義が、「地方長官ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ限り金銭ヲ以テ之ヲ為スコト」は可能であったが、この制度においても原則とされていた点であろう。

この罹災救助基金法も、1946（昭和21）年の南海地震では都道府県によって救助費限度額に大きな地域差が見られたことなどから、見直しの気運が高まり、ここに災害救助法の成立を見たのである。これにより、被災者に対する救援項目とその程度が統一的に規定された（第23条）。また、救助活動に関する規定が無く調整が難しかったことを教訓に、救助等緊急措置に要する事前計画および実施にあたる災害救助対策協議会を設置すること、ならびに災害時の実

行性を高めるための救助組織の確立が求められた（第 22 条）。さらに、国庫補助率を明確化しておく必要性から、国庫負担率について定められた（第 36 条）。

新たに成立を見た災害救助法の成果が問われたのが、翌 1948（昭和 23）年 9 月のアイオン台風であり、その 3 ヶ月前の福井地震だった。まさに、福井地震は災害救助法が適用された、最初の大規模災害だったのである。

2 災害救助隊福井支隊の活動

新たに施行された災害救助法では、都道府県知事が救助の主体となり、市町村が補助することとなっており、その実行部隊として災害救助隊を編成することとなっていた。終戦に伴って軍隊を保持しなくなった日本における災害救援の実行性をあげるためという背景もあった。福井県においては、災害救助法第 22 条および災害救助法施行令第 7 条に基づく福井県災害救助隊が 1948（昭和 23）年 1 月 15 日に、ついで福井市に福井支隊が結成されたばかりだった。

災害救助法
第 22 条 救助は、救助を要する者の現在地の都道府県知事に行わせる。
2 都道府県知事は、救助その他緊急措置の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資および資金の整備に努めなければならない。
第 23 条 救助の種類は、左の通りとする。
一 収容施設の供与
二 炊出しその他の食品の給与
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四 医療及び助産
五 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
六 学用品の給与
七 埋葬
八 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの
災害救助法施行令
第 7 条 都道府県知事は、災害救助法（以下法という。）第 22 条第 2 項の規定に基き、左に掲げる各部で編成する救助組織を確立しておかなければならない。但し、都道府県知事が必要があると認めるときは、左に掲げる部以外の部を置くことができる。
一 総務厚生部
二 公安部
三 消防部
四 衛生部
五 経済部
六 技術部
七 協力部

表 6－1 災害救助に関わる災害救助法と災害救助法施行令

このうち、災害救助隊福井支隊は、市長の熊谷太三郎支隊長のもと、施行令に定める通り総務厚生部、公安部、消防部、衛生部、経済部、技術部、協力部の 7 部体制をとっていた。震災当時熊谷市長は在庁中であり、直ちに震災対策本部を設置した。しかし、職員の多くは、退庁

後であり、参集はままならず、多くの部で本格的に活動が始まったのは翌日以降であったという。

以下、災害救助法に基づく災害救援の実態を、福井市が編集した「福井烈震誌」（1978）に依拠し、災害救助法に基づき結成されて間もない福井市災害救助隊の活動に見てみよう。

(1) 総務厚生部

福祉施設も大きな被害を受け、入居者を移転、避難させている。このほか、震災孤児の保護、罹災した乳児および妊産婦のための臨時産院と乳児院の設置などを行った。また、米国極東救済委員会の支援を受け、市内6カ所にミルクステーションを開設、ミルクの無料配布もしている。

被災生活支援としては、震災による生活保護法の適用や生業資金の貸し付け、生活必需品の給与などを行っている。

(2) 公安部

公安部は福井警察署員を部員とし、大阪、京都、兵庫など各府県国家地方警察・自治体警察からの応援を受け、救助および治安警備、道路啓開に当たった。ラジオ・新聞の途絶の中、近隣府県から1,118名の警備応援を受けた。

なお、6月29日から7月2日まで、消防団の応援を受けて、道路清掃、水路開さく、死体収容にも当たっている。

(3) 消防部

退庁後に地震が発生し、交通や通信機能の途絶により、隊員の参集は困難だったため、当初は消防部隊を中心とする救援活動だった。

翌日も含めて29カ所の出火があったが、そのうち毛矢町、大和デパート横付近、松竹座前錦下町では地震直後から出火し、折からの約8mの南風に煽られ延焼火災へと拡大した。これに対して、通信途絶の中、消防部は当番員を毛矢町および錦下町の2方面に出動させ、消防活動にあたった。強い火勢に対してはそもそも消防力に限界があったが、加えて水利の制約と家屋倒壊による道路閉塞も消防活動を妨げる原因だった。なかでも錦下町に出動した隊は、国際劇場および東宝劇場で下敷きになっていた観衆の救出活動を火から守るために優先して展開したが、火勢により撤退を余儀なくされた。29日午前3時頃に下火になったが、全地域で完全に鎮火するには5日を要した。消防団は家屋倒壊でポンプ車が引き出せず、防火ならびに救助活動にあたった。

大量の要救出者を延焼火災から守ること、水利の確保と道路閉塞という制約は現在にも相通ずる課題である。

(4) 衛生部

病院・診療所も被災し、医師・看護師、助産婦なども罹災をしたため、県救護本部にかかる負担は大きかった。県は、応急救護所を県庁前に、臨時救護所 7 カ所を福井市内に設置し、医療に当たった。7 月 1 日から本部に無料診療所を設置したが、その利用者は延べ 500 名を超えたという。また、各都市の応援を受け、巡回または固定の診療所も設置した。

地震発生が夏であったこともあり、29 日から防疫活動を開始している。7 月 5 日からクレオソート錠等予防薬の配布や、腸チフスの予防注射、井戸の消毒などをしたほか、7 月 4 日から壊滅的な被害を受けていた公衆トイレを計 21 カ所設置した。

(5) 経済部

直後から食糧の確保のための情報収集につとめ、救援物資の分荷配給所を市公会堂前に設置した。炊き出しについては、翌 29 日午後から県震災対策本部の指示に基づき開始したとともに、不足がちであった野菜や鮮魚、漬け物等については周辺地域に部員を派遣し、集荷に努め、無償配布をした。近隣市町村が独自に送った握り飯は、白米にして 125 石を超えたほか、馬鈴薯など副食物、衣料品、寝具、学用品なども送られた。県外からは、石川県からの救援物資が翌日早朝に対策本部に到着したほか、各都道府県や軍政部から救援物資が送られた。

これらの活動は、7 月 22 日までの 24 日間にわたり、延べ人員 1,280 人、使用貨物自動車延べ 113 台、出荷回数 940 回に達したという。

なお、国内外から送られた義捐金総額は 2,784 万円に達したが、その配分で全焼した商店店舗についても全焼世帯と同等の配分をした点を特徴として付記しておきたい。現在では、能登半島地震に際して、地場産業の振興に復興基金を使用した例はあるが、被災した世帯に配分されることはあっても、少なくとも義捐金が直接に商店に配分されることはほとんどない。被災規模が甚大な場合には、地域産業の被害はその後の地域経済の回復にとって大きな障害となりうる。その意味で、先人の知恵として検討に値する措置であろう。この点については、4 項「新聞社説に見る福井地震の論点」でもう一度とりあげることにはしたい。

(6) 技術部

翌日から全員を参集し、計画に基づく諸活動を開始している。資機材の調達、災害調査を行うとともに、佐佳枝川の応急復旧、崩岸復旧、道路啓開により交通確保を図った。

(7) 協力部

本部に福井市情報部を設置し、市民ニュース板の設置、福井市役所日報の発行、トラックに放送機材を積みこんだ急造の広報車で市内巡回するなど広報を行った。

3 避難所及び応急住宅

全壊率が8割近くに達した福井市では、罹災者の収容は急務であった。市では、小学校2カ所、工業専門学校、中学校校庭、松平侯庭園、公開運動場、河原、境内・神社の10カ所に板囲いバラックを建て、罹災者を一時的に収容する対策をとった。この10カ所の収容可能な人員は58,547人で、最初の7月1日が最大値の58,547人、2日が38,599人、3日には18,994人で、計11万6,140人だったという（福井烈震誌、p.775）。また、応急仮設住宅は13カ所1,107戸、4,895人分が設置された。

福井県の講じた対策分等を含めると、避難所は福井市の足羽山等に18カ所など全県で52カ所、仮小屋計1,157戸を設置している。なお、応急仮設住宅は1951（昭和26）年のルース台風時に、従来の既存建物の利用や野外仮設施設では冬を越せなかったことから実質的に行われ、1953（昭和28）年の法律改正で対象となったもので、当時は正式な制度ではなかった。

これら避難者の収容に要した費用は、避難所の設置に福井市だけで92万円、応急仮設住宅の建設に260万9,500円を要した。しかし、表6-2に費目別支援費を示したように、収容施設供給費は全体で約350万円、全支出の1.9%に留まっている。その後の新潟地震時の38%、伊勢湾台風の29%と比べると、桁違いに少ないことが分かる。

表6-2 救助法による費目別支援費（厚生省, 1967に基づき作成）

	福井地震		新潟地震（新潟県分）		伊勢湾台風	
	1948.6.28		1964.6.16		1959.9.26-27	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
収容施設供給費*1	3,492,102	1.9	101,955,641	38.0	1,336,583,482	29.3
炊出及食品給与費*2	17,439,488	9.4	27,405,350	10.2	691,701,798	15.2
衣料品及び日用品費*3	101,932,511	55.2	45,962,463	17.1	1,439,785,542	31.6
医療費	34,667,882	18.8	6,827,020	2.5	20,761,201	0.5
学用品給与費	4,111,615	2.2	3,972,466	1.5	65,192,438	1.4
埋葬費	2,324,693	1.3		0.0	8,717,433	0.2
輸送費	19,215,000	10.4	32,248,133	12.0	125,616,158	2.8
人夫火	1,386,600	0.8	1,103,200	0.4	22,139,105	0.5
合計*4	184,706,000	100.0	268,039,704	100.0	4,560,587,018	100.0

*1 新潟地震および伊勢湾台風においては、避難所および応急仮設住宅に関わる費用の合計

*2 新潟地震および伊勢湾台風においては、炊出および飲料水に関わる費用の合計

*3 新潟地震および伊勢湾台風においては、被服寝具・生活必需品に関わる費用

*4 主な項目のみを掲載しており、各費目の費用の合計と合計欄とは一致しない

罹災者数からみると、収容人員は少なく、また避難所を3日間と短期で閉止している点は、昨今の避難生活の形態と大きく異なっている。また、応急仮設住宅の建設数も被災戸数と比べれば少ない。避難所となった順化小学校は校舎が全焼しており、多くの小中学校が被害を受け、使用できなかったことであろうが、図6-5に示したように、バラックも含めて8月には1万戸を超えたことからわかるように、ほとんどが持地持家で住宅復旧が早かったためであろう。

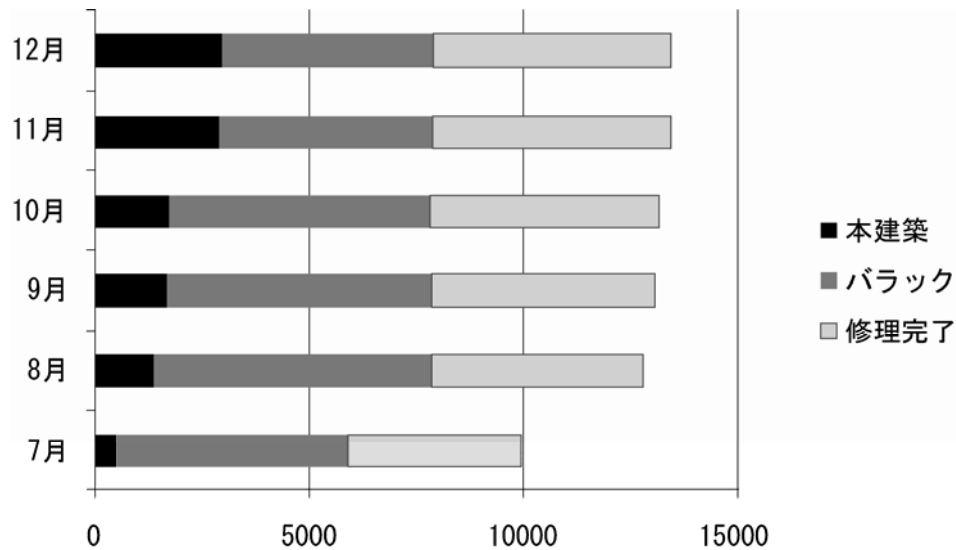


図6-5 福井市住宅復旧の推移（福井市, 1978 に基づき作成）

現代社会では電力等ライフラインへの依存が高まっていることを考えあわせても、この行政依存度の低さは目をひく。現在の行政主導型の災害対策には限界があることは、阪神・淡路大震災で一定程度立証され、また、発生が指摘されている首都直下地震等では応急仮設住宅の建設は費用面でも建設用空き地の確保からも難しいとされている。以前のバラック復活はあり得ないが、応急的な一時的住まい方を模索する必要性があることを突きつけている数字と感じられてならない。

4 新聞社説に見る福井地震の論点

福井放送局は鉄筋2階建ての社屋は無事だったが、放送機が転倒し、自家発電装置も運転不能となった。福井地震の発生を伝える第1報は金沢と名古屋から発し、全国ネットには午後7時のニュースであった（日本放送協会, 1965）。福井新聞社は、社屋が全壊全焼し、さらに印刷工場も焼失（図4-26）して当日は発行できなかった。翌29日から編集業務を開始し、印刷発行を金沢市の北陸毎日で代行した。各社の必死の努力により、全国に、そして被災地に情報が伝えられたのである。

そこで、以下、福井新聞の社説を中心に福井地震を報道から見た論点を紹介する。表6-3に、7月1日から30日までの社説見出しと概要を示したが、7月1日の社説では「救援なる」と題し、各地からの救援状況を伝え、「われわれは救援成ることを確信し、震災地の再起きわめて近かるべしを断言しうることを喜ぶ」と結んでいる。紙面そのものは、写真入りトップで被害を伝えるとともに、30日の福井県警察本部発表により、全壊33,600戸、半壊2,625戸、焼失6,306戸、死者3,154人、負傷者7,383人としている。

表 6－3 福井新聞に見る福井地震の論点（1948 年 7 月 1 日～7 月 20 日付「福井新聞」より作成）

日付	社説題目	概要
7 月 1 日	救援なる	石川県等 28 日 18 時に救援物資を福井へ
7 月 2 日	予算成立と今後の政局	(23 年度政府予算の見通し)
7 月 3 日	10 万人の観光客	(観光事業の再開許可)
7 月 4 日	純正左派のあり方	(23 年度政府予算審議における問題)
7 月 5 日	救援への感謝と努力	連合軍や政府、地方当局の救援の感謝と被災者自らの務め
7 月 6 日	災害救助法を拡充強化せよ	救援に限られており、大災害の復旧には不十分
7 月 7 日	根本的対策に自主性発揮	水害が懸念される堤防の根本的対策を求める
7 月 8 日	治安保持は自らの手で	治安維持のために被災民は立ち上がるべき
7 月 9 日	織物界復興に融資の途開け	中小企業の再建に融資を
7 月 10 日	社会党の信用回復運動	(23 年度政府予算審議における問題)
7 月 11 日	復興の原動力は道路の修理	復興は道路の復旧にありとすれば万難を排して行うべき
7 月 12 日	—	
7 月 13 日	伝染病の予防に協力せよ	赤痢等の発生に対して、行政の対策と住民の自衛を
7 月 14 日	教育の空白を救え	全壊全焼 88 小中学校に達した教育の危機を救うべき
7 月 15 日	震災復興に重点主義	被災者の自力更正を促すためには信用供与が必要
7 月 16 日	欠	
7 月 17 日	理想都市の実現を急げ	都市計画の遂行による理想都市実現に活発な動きを
7 月 18 日	速かに水禍から守れ	九頭竜川とともに足羽川にも恒久的施策を
7 月 19 日	高浜町のリコール問題	(農村の封建的体質からの脱却)
7 月 20 日	解散の新道標を示せ	(国政の解散の不明朗を合理的に)
7 月 21 日	復旧資金と被災民	250 億円の復旧資金の速やかな実施と県民の努力を
7 月 22 日	新しい村づくりの機会	都市の都市計画と同様に、農村民主化を進めよ
7 月 23 日	火災保険金に代るもの	火災保険金のかわりになる保険を
7 月 24 日	物資需給の計画と運営	(生活物資需給基本計画の発表に関して)
7 月 25 日	東京会議の示唆	(英国領との貿易に関して)
7 月 26 日	—	
7 月 27 日	工場閉鎖と失業者	工場の復興融資と失業者雇用対策を
7 月 28 日	人事委員会の軽視を戒む	(国家公務員法改正に関して)
7 月 29 日	災禍は二度と招くな	水害の被災に鑑み、重点主義を見直すべき
7 月 30 日	災害復興と互助精神	北国人の粘りに加え、暴利追求を排し、互助精神を

* () は震災と関係しない内容を表す

朝日新聞大阪本社では、「北陸方面に激震！ 大聖寺では被害多大」、これが福井地震の発生を伝えた号外の見出しである。地震の 26 分後の気象庁大阪管区气象台発表に基づき、震源地が福井、石川両県付近であることを伝え、福井県境に近い大聖寺では人家多数倒壊、死傷者多数の見込みを報じた。福井市の被害が甚大であることを報じたのが、同日夜 7 時の情報として「県庁、放送局、郵便局のみ残り、他は全市全滅した模様」であった。そして翌 29 日の号外では写真入りで地割れと火災、倒壊の様子を生々しく伝えるとともに、GHQ、大阪府等各地からの支援開始を伝えた。

被害の甚大さとともに、早い段階から被災者を鼓舞し、再起へ向けての歩みを伝える内容が多い。7 月 5 日の「救援への感謝と努力」も感謝とともに復興への努力を呼びかけている。社説のみならず 7 月 2 日の記事にも「復興さらに生氣 救援品続々と到着 元気取戻す福井市民」とあるのに典型的に現れている。7 月 8 日の「治安保持は自らの手で」や 7 月 13 日の「伝染病の予防に協力せよ」、7 月 21 日の「復旧資金と被災民」、7 月 30 日の「災害復興と互助精神」

まで、繰り返し主張されている。住民や被災地の自助努力の訴えである。行政依存が強すぎるとの批判がなされる昨今の論調に相通じる部分もあるが、震災から復興し、新しい社会を生み出していこうとしていた活力溢れる社会の息吹をより感じる。成熟社会、高齢化社会を迎えた現代日本において、単に自助を呼びかけるだけでは、弱者の切り捨てになりかねない。社会状況の変化を十分に反映した対策の必要性を対比的に伝える論調と感じられてならない。

復興に関連して、もうひとつ社説で大きな論点として掲げているのが、災害救助法の限界と復興資金の確保に関する論陣である。既に、地震発生から8日目の社説に「災害救助法を拡充強化せよ」と題して、災害救助法は関東の水害に刺激され応急措置として作成されたもので、救援の主体を当該都道府県におき、「これが費用負担について、国庫が保障すべきことを規定したもの」で大災害の復旧には不十分としている。また、7月21日の「火災保険金に代るもの」では、震災には使えない火災保険以外の復興資金制度の必要性を訴えている。

復興に関する論点として、産業への手当の必要性も繰り返し主張されている。当時、福井県、石川県両県で全国の6割5分を占める絹織物および2割を占める人絹織物は輸出の主力産品であり、それが地震により壊滅的な被害を受けたとし、国の経済復興の観点から恒久的復元を求めている。7月9日の「織物界復興に融資の途開け」は端的であるが、7月15日の「震災復興に重点主義」も信用供与策が金融として重要であることを述べているし、7月27日の「工場閉鎖と失業者」も失業者を出さないように、あるいは救済するには産業への融資が不可欠であるとしている。記事でも、市民の声は「早く資材と保険金がほしい」という点に一致しているようだとし、同日に「薪炭、油、木材の特配を決る」と題して、1日に薪炭、石油、復興用木材の特配を農林省の第2次対策として発表したことを伝えている。

この復興資金の問題は、新潟地震を契機に創設された地震保険や阪神・淡路大震災以降に制度化され、改正された被災者生活再建支援法に連なる論点である。福井地震当時から、指摘されていたことは注目に値する。

もうひとつの論点が地震予知を巡ってである。30日の天声人語に「福井地方の大震が科学的に予告された。科学者がいくら声を大にして叫んでも政府はその対策の実施を怠り一般民衆もその日の生活に追われて風馬牛に過すなら、開国以来の災禍はいつになってもやむことはない」と述べている。社説には現れていないが、1日の記事で「北陸地震 数ヶ月前から判っていた」と題し、中央气象台井上博士が6月8日の地震学会で発表していたことを伝え、さらに3日には「地震は予知できるか」と題する特集を組んでいる。

現在に通じる日本人の地震災害対策観を見るようである。現実的に住宅の耐震化戦略を進める早道を指向する今の減災戦略と遅々として進まない現状のギャップとが、この災害観に既に現れているように感じられる。過去の災害に、我々日本人の災害観の原型を見ていく必要があるだろう。

第4節 福井地震時の災害医療体制

災害医療は、突然に発生した災害により医療資源と需要とのバランスが崩れてしまった状態において行われる医療であり、平時での救急医療とは似て異なる。福井地震が発生した 1948（昭和 23）年は第二次世界大戦終結後 3 年に満たない復興期であり、人的にも物的にも医療資源は不足していた時期である。このような時期に突然発生した大地震による 20,000 人を超える傷病者に対して、地域・国はどのような対応を迫られたのか、残る資料をもとに検証する。

1 地震発生直後の状況

震源地の福井平野は九頭竜川とその支流である日野川・足羽川によって形成された堆積平野である。この脆弱な地盤と、強い揺れによる壊滅的な家屋倒壊となったことが人的被害を増大させた。特に被害の大きかったのは、震源地に近い県北部の丸岡・森田町と、人口密集地域の福井市であった。この両地域は九頭竜川をはさんで南北に分けられ、国鉄北陸本線、私鉄京福電鉄、国道 12 号線（現在の 8 号線）の主要交通路により結ばれている。しかし、それらの鉄道橋、道路橋はことごとく崩落してしまい、地震直後から両地域間の交通は完全に分断されてしまうこととなる（図 6－6）。

(1) 被災医療機関の混乱

a. 地元開業医の状況

地震発生により、被災地域内の医療機関は大きな被害を受けた。特に人口が集中していた福井市や坂井郡の医療機関は、その多くが全半壊し、施設内での診療は不能の状態に陥ってしまった（表 6－4）。

表 6－4 福井県内医療施設の被害 出典：福井市, 1978

	病院			医院			総計
	全焼・全壊	半壊	計	全焼・全壊	半壊	計	
福井市	12	1	13	50	6	56	69
足羽郡				10	2	12	12
吉田郡				12	7	19	19
坂井郡	3		3	51	7	58	61
	15	1	16	123	22	145	161

足羽郡（旧美山町を含む）、吉田郡（松岡町を含む）、坂井郡（旧丸岡町、森田町、春江町、金津町、三国町、芦原町を含む）

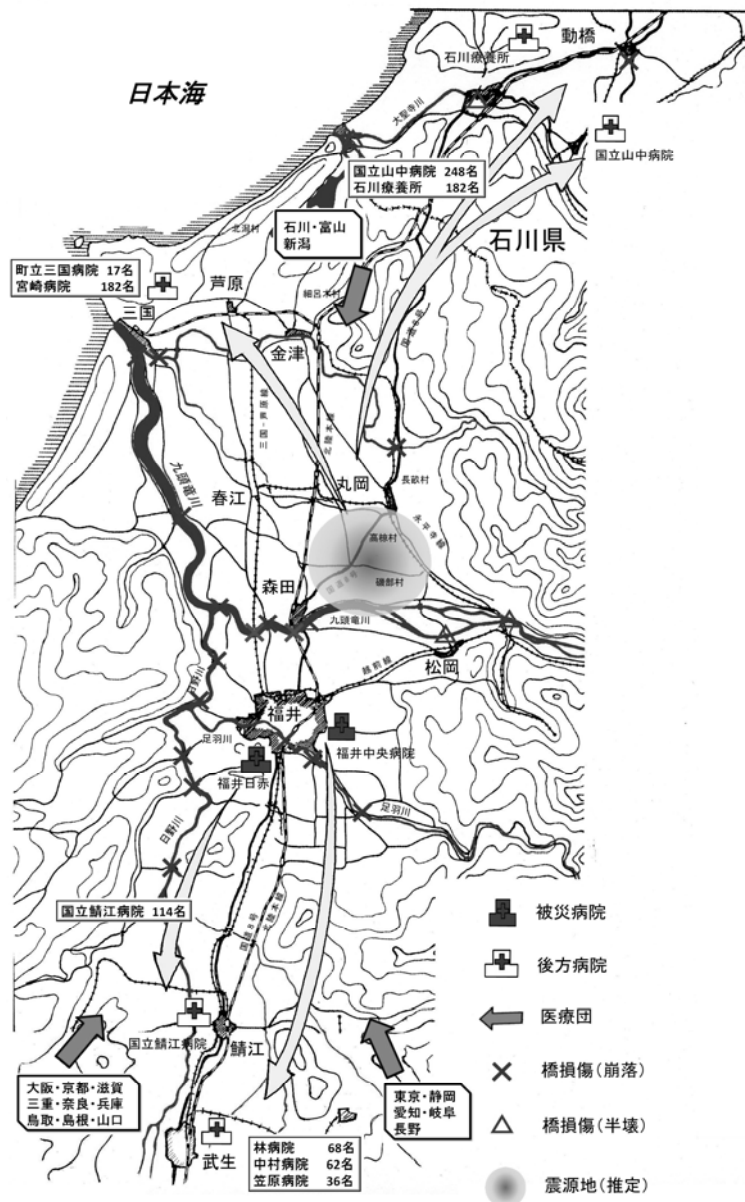


図6-6 被災地域内医療の概要 (谷口, 1998 に加筆)

主な被災地は旧福井市、丸岡町、森田町、春江町が中心で、重傷負傷者は被災地圏外に広域搬送（矢印）された。各病院名には、収容された負傷者数が付記されている。

特に震源地に近い丸岡町・森田町・春江町では医療機関は全滅し、医療システムは完全に崩壊してしまう。しかも、前述のごとく、交通・通信は寸断されてしまい、福井市に設置された県震災対策本部では九頭竜川以北の情報を数日間は得ることができなかった。このため、事実上、九頭竜川以北の地域は放置状態となってしまう。

春江町の開業医で、自らが被災し長女と四女を亡くした島田敏貞氏の手記は、被災直後の医療現場の凄惨な状況を生々しく伝えており、以下に原文の一部を引用する。「清子（四女）のぐったりとした姿が運び込まれた。傷はない、呼吸が絶えている。窒息だ！「注射を、人工呼吸

を」と、叫ぶうちに次々と集まる死者、重傷者、脳しょうの露出した子を抱え込む、血の噴き出る傷を手掌で押さえてくる、目茶目茶に挫滅された足をぶら下げて運び込まれるもの等、狂気のように泣き叫び私共に取りすがり処置を求めた。私は最早自分の子どもの処置を施すことは許されず材料もなく不完全ながら各々の応急処置を行った」（春江町震災記念誌編集委員会,1999）

被災地域の開業医たちは自らが致命的な損害を受けたにもかかわらず、その使命感によって献身的に救護活動を行った。しかしながら、施設も破壊され、医療材料も失った中で、彼らの本来の技術も発揮できず不十分な処置に終わらざるを得なかった。そして彼らの目の前で多くの人々が亡くなっていった。当時、丸岡町で外科医院を開業していたある医師は「焼け跡に立って空しき外科医かな」と嘆いている。（丸岡町震災記念誌編集委員会,2000）

b. 基幹病院の状況

当時の被災地域内の基幹病院は福井市に位置する福井赤十字病院と福井中央病院（現在の福井県立病院）の2か所であったが、両者とも地震により大きな損害を被った。

福井赤十字病院での地震発生当時の状況は以下のものであった。6月28日は月曜日であったが、当時はサマータイム制がとりいれられていたため、通常の診療は終了し、事務員も概ね帰宅していた。看護婦寄宿舍の2階では医師による講義が行われており、多くの看護婦達が受講していた。そこへ発生した大地震により病院の建物は大きく損壊し、講義に出席していた看護婦の1名が即死した他、多数の看護婦が重軽傷を負った。外来建物の損傷は軽度であったが、木造の病棟建物はすべて倒壊してしまった。救出された入院患者は、倒壊しなかった一部の建物や病舎裏に張られた仮設テントに収容された。

その後、続々と病院に搬送され始めた負傷者に対しては、病院本館前広場に急きょテントを設営し臨時救護所とし診療を行った。重傷者は国立鯖江病院（元陸軍病院、現公立丹南病院）や武生市（現越前市）内の各病院に転送し、発災1週間で診療した傷病者は4,812名に達した。看護婦たちは約1カ月間テント内で暮らし、不眠・不休で救護活動にあたったという。

福井中央病院では、地震発生時、腸閉そくに対する開腹手術が行われていた。執刀医である院長は大きく揺れる手術台を必死に押さえ手術野を守り、余震が残る中、最後まで手術をやり終えた。その後、病院職員64名を数班に分けて以下の任務にあたらせた。1,2班は病院前の仮救護所で負傷者の応急処置と重症度の判別（トリアージ）を行わせた。そこで重傷と判断された負傷者は後方に設置された別の救護所に移し、残りの班にはその重傷者の治療に専念させた。この方式は、現在の災害医療体制にも通じるものであり、1945（昭和20）年7月の福井空襲における戦時医療の経験からなされたものと思われる。

被害のなかった町立三国病院の医療班は発生当日夜に芦原町内での診療活動を試みたがあまりの被害の甚大さに、すぐさま他県への応援を依頼している。おそらく地震の当日は被害の甚大さが医療資源を圧倒しており、ほとんど医療らしい活動はなされなかったものと思われる。

(2) 県外医療機関の初動体制

大地震に代表されるような、地域能力をはるかに超えた大災害が発生した場合、発災後の48～72時間までの活動が人命救助の上で重要とされる。すなわち、いかに早く正確な情報を被災地外に発信するかがその後の被害の程度を左右する。当時の、福井県の情報網は未発達で、一般家庭における固定電話の普及率は低く、公共放送ではラジオ局である福井放送局が1局あるのみの時代である。それらの通信手段は地震発生と同時に破壊されてしまい、被災地と外部との間での情報は完全に途絶してしまう。福井放送局も放送機が破壊されてしまい放送不能の状態に陥った。しかし、その後、技師の努力により金沢を結ぶ中継線の一本がわずかに交信可能となり、ここから、名古屋を経由して、午後7時のラジオニュースで全国に放送され、福井県で大規模な地震が発生し、かつ被害が甚大であることが初めて政府・自治体、各地の医療機関の知るところとなる。地震発生2時間後のことである。このとき大阪出張中であつた福井県知事は、宿泊先の旅館で地震発生のニュースを知り、直ちに大阪知事に救援を要請した。これを受けた大阪府は救援隊を組織し、午後11時40分、救護班2班と医薬品を載せたトラックを震災地に派遣した。要請から第一次救護班の出発まで4時間足らずのことである。

他にも県外の医療機関のいくつかは発災直後から活動を開始している。日赤では、北方からは石川・富山支部、南方からは滋賀・大阪支部が、各々2班ずつの医療班を当日夜に被災地へ派遣した。また、金沢通信局は下部組織の金沢通信病院の医師3名、看護婦5名から構成される救護班を編成しトラックで派遣した。その他にも、ラジオの全国ニュースを機に続々と救護班が現地に向かって出発することとなる。しかし、実際に発災直後の被災地内に入ることは容易ではなかった。地震発生直後に自動車で出発した金沢YMCA（キリスト教青年会）救護班は当日夜のうちに自動車で丸岡町まで到達したものの、火災と倒壊した建物によりそれ以上近づくことができず、被災民に医薬品を与えた後、いったん引き返している。

2 急性期の医療体制

(1) 国・県、各医療機関の活動

福井地震の前年、日本では1947（昭和22）年10月に災害救助法が制定されていた。本法は災害直後の応急的な対応を定めた法律で、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。これを受け、当時の福井県では本部を中心に、福井・武生など地区ごとに7つの支隊を置き、災害対策に当たる体制を敷いていた。福井地震に対しては、全国で初めて災害救助法が適応されたが、体制整備後間もないため有効に機能していたとはいえなかった。残された資料を見る限り、災害の超急性期とされる発災72時間の間は、中央からの指令による組織だった救援活動は行えず、個々の団体が個別の判断で活動を行っていたようである。

地震発生直後は、県庁舎の使用が危険であつたため大混乱の中で福井県庁西広場（現在の福井県警本部）にとりあえず数個の机を持ち出し、在庁していた職員による臨時の対策会議を開

き、医療対策として県庁西広場に臨時救護所を設置した。各支隊と連絡を取りつつ、医療活動の調整を行ったが、被災地内の医療機関は全滅の状態で、かつ通信・交通手段も完全に途絶えてしまい指揮命令系統は機能せず、その活動は困難を極めた。夜に入っても、臨時救護所には続々と負傷者が集まってくるが、医療者も医療器具もなく、自動車のヘッドライトのもとで一般の県職員が応急手当を行うような状態であった。この救護所の役割は、治療を行う場というよりも、多数の傷病者の中から重傷者を選び出し、被災を受けていない病院に搬送するための選別の場所であった。

一方、県外からは、22の国立病院が、医療班を派遣し医療活動を行っている（表6-5、表6-6）。最も早い時期に活動を開始した国立金沢病院は、7月1日、医師12人、看護婦31人などからなる医療団を編成し、薬品・医療機材を載せた自動車隊を丸岡町に派遣した。この医療団は、丸岡町緑幼稚園にテント張りの臨時分院を開設し、連日数百人の診療を行った。その記録によると、それまでの負傷者の中にはまともな治療が受けられずに死亡していったものが多かったという。彼らは、応急処置だけでなく手術も行ったが、より重傷な者は石川県の国立山中病院、片山津診療所にトラック輸送した。

(2) GHQ の活動

敗戦国であった日本は、当時、実質的には連合軍最高司令官総司令部（GHQ: General Headquarters）の支配下にあり、その下部組織である軍政部が各府県に配置され、占領政策の実施状況を監視していた。福井県には、県庁近くの人絹会館（現福井市順化2丁目辺り）に福井軍政部が設置され、その任にあたった。福井地震におけるGHQ・軍政部の活動の詳細に関しては、別項（第6章第2節）に譲るが、医療活動において軍政部は大きな活躍をした。当時は、患者搬送のための救急車は導入されておらず傷病者の搬送には戸板やリヤカーなど用いていた時代であったが、機動力のある軍政部によるトラックは一度に多数の負傷者を後方の医療機関に移送することが可能であり、負傷者の広域搬送に大きな役割を担った。軍政部の軍医・兵士により軽症の傷病者は現場で治療が行われ、重傷者は応急処置の後、後方病院に搬送・収容された。また軍政部は負傷者の搬送に加えて、全国各地から集まりだした医療班を被災地内の各救護所に移送する業務も担った。地震発生翌日の午前には、既に各地の医療機関が被災地に入り活動を開始していたが、鉄道を含めた交通手段は途絶えており、九頭竜川に架かる橋もことごとく崩落していた。このため、九頭竜川北側地域では、石川・富山など北陸地方からの医療班が主に担当し、南側地域の旧福井市では主に近畿・中部・関東から被災地入りした医療班が診療活動を担うことになる。GHQはこれらの医療班の移動・配置にもその機動力を発揮し、広域にわたる被災地内での災害医療の立ち上げに大きく貢献した。

(3) 赤十字社の活動

a. 日本赤十字社

日本赤十字（以下、日赤）は、1877（明治 10）年の西南戦争時に敵味方に関わらず傷病者を救護する目的で設立された「博愛社」を前身とする。災害・有事の際の人的活動がその使命の一つであり、また災害救助法では救護活動への協力が義務付けられている。日赤では福井地震前に既に災害に備えた組織づくりがなされており、かつ、それまでも 1891（明治 24）年の濃尾地震や 1923（大正 12）年の関東大震災において実際の災害医療活動の経験も有していた。

福井地震が発生した後、最も早く救護活動を開始した組織の一つが日赤であった。地震の発生を知った東京の日赤本部は、各県の日赤支部に連絡をとり、災害医療態勢の準備を進めるよう指示を下したが、各県の支部は本部の命令前に既に活動を開始し、医師・看護師から成る救護班の編成を完了していたという。このうち石川・富山・滋賀・大阪支部は当日夜に救護班を派遣している。

表 6－5 県内および他県からの医療活動（福井市, 1978 より作成）

（国立機関、自治体、学生・宗教・ボランティア団体、日赤などを含む）

	班数	医師	看護師	総勢
他県（計 17 都府県）	251	562	1,042	2,307
福井県	319	442	652	1,359

さらに翌 29 日には日赤本部、京都、兵庫、新潟、奈良、三重、愛知、滋賀、岐阜、石川、富山、山口の各支部が計 26 班を派遣し、福井市や丸岡・春江・金津地区などで医療活動を行った。活動は主に小学校の校庭や神社の境内に臨時救護所を設置し、負傷者の応急処置、重傷患者の後方搬送を行った。また、日赤は被災現場での活動以外に、重傷患者の受け入れ病院となっていた国立鯖江病院や、武生市内の医療機関への応援も行っており、日赤単独の活動だけでなく現地医療機関との連携も重視していた。その結果、福井震災での超急性期にあたる 7 月 1 日現在の時点での日赤の活動員は滋賀 41 名、大阪 14 名、富山日赤 14 名、兵庫 10 名、奈良 7 名、京都 27 名の各支部、計 113 名にのぼった。

その後も日赤の救護班派遣は段階的に進められ、救護班を派遣した支部は本部を含め、14 支部 58 個班となり、6 月 28 日から 7 月 19 日まで（臨時産院は 8 月 16 日まで）計 496 名が活動した。（表 6－6、表 6－7）

b. 米国赤十字社

米国赤十字社極東本部も、28 日の東京ラジオ放送で地震発生を知ると直ちに非常招集を行い、被害状況の情報収集のため、翌朝に極東本部報道部長を中心とした一行を現地に急派した。立川飛行場から空路で石川県の小松飛行場に入り、福井県境の大聖寺まではジープで、以後は徒歩で福井に向かったが、その途中すでに救護活動を開始している日赤救護隊の姿を報告して

いる。そして、同日深夜に九頭竜川のほとりで疲れ果て仮眠をとっていた一行は、赤十字旗を先頭にした日赤救護団が、ランプの灯を頼りに崩壊した橋桁をつたって九頭竜川を渡河し被災地に向かっていく姿を目撃し、昼夜にわたって日赤の救護団が献身的に奉仕していた様子を報告している。現地の情報を受けた米国赤十字社は、7月9、10日に計2トンの医療物資等の救援物資を小松飛行場に空輸している。

表6-6 被災地外からの医療活動 (福井県,1949 及び福井市,1978 より作成)

	団 体	派遣期間	班数	医師	看護師	総勢	派遣場所	治療者数
国立病院 他	大学	金沢医大（現金沢大学） 大阪、京都大学他	7月7日～			65	金津町 丸岡町、春江町他	
	国立病院	金沢病院	7月1日～		12	31	61 丸岡町 他	
		名古屋病院	7月6日～			25		
		豊橋病院	7月6日～			12	丸岡町 他	
		静岡病院	7月6日～			12		
		大阪病院				8		
		舞鶴病院				19		
		津、水戸、栃木病院					丸岡町	
	通信局	金沢通信病院	6月28日～	2	4	13	24 丸岡町、金津町、芦原町、北潟村、磯部村、福井市、森田町他12か所	7,007
		岐阜簡易保険支局	6月31日～		2	2	5	
	鉄道局	敦賀鉄道診療所班		1	1	5	7 北福井・福井診療所	
		名古屋鉄道病院	6月28日～	3	6	14	28 福井駅・森田町、芦原町他	
		名鉄病院金沢分院	6月30日のみ	3	5	10	18 大聖寺、丸岡町、金津、森田町他	
		米原鉄道診療所		1	1	2	3 福井診療所	
		東京鉄道局	7月1～7日	1	1	2	5 細呂木駅付近	
		大阪鉄道局	7月1～7日	1	1	3	6 福井操車場	
		新潟鉄道局救護班	7月1～7日	1	1	2	4 細呂木駅付近	
		計	6月29日～8月21日	11	16	38	71	11,492
	自治体	大阪府					7	
		滋賀県					14	
		愛知県					16	
		舞鶴市					2	
	他	大阪回生病院					7	
日本赤十字社		日赤東京本部	6月29日～7月25日	7	8	40	吉田郡河合村、福井中央病院、国立鯖江病院、福井市豊小学校	3,064
		（上記のうち臨時産院）	7月1日～8月14日		[3]	[5]	福井市豊小学校	64
		日赤京都支部	6月29日～7月10日	4	4	20	坂井郡春江町・鳴鹿村、吉田郡五領が島	819
		日赤大阪支部	6月28日～7月7日、7月9日～7月16日	5	5	29	国立鯖江病院、武生市、福井市、春江町	1,037
		日赤兵庫支部	6月29日～7月6日	1	1	13	松岡町	942
		日赤新潟支部	6月29日7月15日	10	15	52	坂井郡北潟村、金津町	2,637
		日赤奈良支部	6月29日～7月3日、7月6日～7月19日	2	2	10	金津町、森田町	2,464
		日赤三重支部	6月29日～7月4日	1	3	7	丸岡町	600
		日赤愛知支部	6月29日～7月1日	2	2	12	森田町	622
		日赤静岡支部	7月3日～7月17日	2	3	7	武生市、坂井郡長畝村他	1,748
		日赤滋賀支部	6月28日～7月3日	5	9	28	福井市、吉田郡西藤島村・河合村、坂井郡磯部村	1,184
		日赤岐阜支部	6月29日～7月4日	5	8	29	坂井郡金津町・長畝村	1,003
		日赤石川支部	6月28日～7月4日	5	5	26	坂井郡丸岡町・長畝村・北潟村・吉崎村	10,879
		日赤富山支部	6月28日～7月14日	5	7	29	福井市、森田町、坂井郡丸岡町・本荘村他	2,587
		日赤山口支部	6月29日～7月7日	2	2	10	坂井郡磯部村	119
		日赤防疫班	6月29日～7月5日	2	2	3	丸岡町、金津町他	50
		計	6月28日～7月25日	58	76	315		29,819
ボランティア	キリスト教系	金沢YMCA	6月28日、6月30日～7月8日	1			4 丸岡町、福井市神明教会	
		金沢医大YMCA	dz				15 坂井郡高椋村	一日約60～80名
		東京医科連盟				14		
		京都教区新仁会	7月6日～8月5日			16	福井市神明教会、坂井郡磯部村	一日約150名
	仏教系	西本願寺	6月30日～7月2日				西本願寺別院	約700名
	学生	東本願寺	7月1日～					
	学生	医学生連合会	7月2日～9月上旬	4			約70 坂井郡丸岡町・金津町、長畝村・北潟村・吉崎村、吉田郡森田町など12町村	30,000人以上
他		大阪毎日新聞社					5	
		日本生命保険会社					8	

表 6－7 救護・医療活動の時系列（福井県,1949 及び福井市,1978 より作成。一部追記）

日 時	活 動 団 体	活 動
		午後 4 時 1 3 分 地震発生
同日夕～	福井県	福井県震災対策本部を設置
	福井赤十字病院福井中央病院	病院建物前広場で救護活動を開始
1 9 時		地震のニュースがラジオで全国に流れる
	日赤本部	石川・富山・滋賀・大阪支部が先発隊を派遣
23 時	金沢通信局	救護班を派遣
	金沢YMCA	救護班が出動するが被災地に近寄れず一時撤退
23 時 40 分	大阪府	福井県知事の要請を受け救護班を派遣
6 月 29 日	軍政部	被災地での負傷者の診療・収容活動を開始
	金沢通信局	第二次救護班を派遣
	福井県	福井市内 7 か所に臨時救護所を設置
6 月 30 日	名古屋鉄道局	金沢分院救護班が診療活動を開始
	西本願寺	医療班が西別院に救護所を設置
	金沢YMCA	医療班が福井市内で救護活動を開始
7 月 1 日	福井県	県庁前広場に無料診療所を設置
	東本願寺	医療班が東別院に救護所を設置
	国立病院	金沢病院が丸岡に臨時分院を開設
		この時点で、県外からの救護班員は 196 人に達する
7 月 2 日	鉄道局	鉄道局名古屋班が各駅舎で診療開始
	医学生連合会	救護隊が 15 地区の町村で診療開始
7 月 3 日	石川県	石川県救護本部が丸岡に進出
7 月 4 日	福井県	福井市内 2 1 か所に公衆便所を設置
7 月 5 日	福井県	各家庭に消毒薬・医薬品の配給を始める
	金沢通信局	防疫班を派遣
7 月 6 日	福井県	被災地内各地の井戸の消毒活動を開始
	国立病院	名古屋、豊橋、静岡の各病院救護班が丸岡に到着
7 月 7 日	福井県	福井県衛生部が丸岡に救護本部の出張所を設置
	東京医科連盟	磯部村に救護所を設置
	福井新聞	被災地での赤痢・疑似チフス発生を初めて報道
	金沢医大	金津に 4 科からなる救護病院を設置
7 月 8 日	日赤福井支部	救護班 9 班を編成し各地で救護に従事
	アメリカ赤十字	小松飛行場を經由して救援物資を空輸
7 月 11 日	日赤本部	国立山中病院に応援の看護婦 5 0 名を派遣
7 月 12 日	日赤本部	福井市豊小学校内に臨時産院を開設
7 月 14 日	軍政部	空からビラを散布し、衛生管理を呼び掛ける
7 月 19 日	医師会	金沢病院丸岡臨時分院の活動を町医師会に引き継ぐ
7 月 20 日	福井県	防疫班 500 名を編成し、被災各地に DDT、石灰を大規模に輸送
7 月 22 日	日赤本部	福井県の要請により第二次救護班を派遣
		水害の救済にもあたる
7 月 25 日	日赤本部	第一次救護班の活動を終了
7 月 31 日	丸岡町医師会	丸岡臨時分院を閉鎖
8 月 13 日	日赤本部	第二次救護班の活動を終了
8 月 16 日	日赤本部	臨時産院を閉鎖

(4) 医療ボランティアの活動

1995（平成 7）年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、全国から集まったボランティアが救援活動を行い、被災地の復興に大きく貢献した。その活動は広く認知されることとなり、その後の災害対策基本法の改訂の際にはボランティア活動に関する指針が記載されるようになった。このため 1995（平成 7）年は「ボランティア元年」とも呼ばれるが、実はその 70 年前に発生した福井大震災の際にもボランティア活動は盛んになされていた。

福井地震の際のボランティア活動は、関東・近畿の学生団体や宗教団体を中心であった。彼らは、一般ボランティアに加えて、医師・看護婦、医学生からなる医療ボランティアも有しており、地震直後から医療班を組織し被災地に派遣していた。

仏教系の団体では、6 月 30 日に浄土真宗本願寺派が福井市の西別院に臨時救護所を設置し、7 月 2 日まで約 700 名に対して無料診療を施し、また巡回診療も行った。一方、真宗大谷派も同時期に東別院内に無料救護所を開設し診療を行っている。

学生ボランティア団体は、東京学生同盟、医学生連合会、紅陵大学（現在の拓殖大学）、明治大学などから成り、工作班、輸送班、医療班、民生班などに分かれ活動したが、このうちの医療班は医学生連合会が担当した。この医学生連合会は慈恵会大学に本部を置き、関東地区の 14 の医大や医専から構成されており、このうちの 10 校が「北陸震災救護隊」を編成し、計 4 班、約 70 名が参加した。7 月 1 日に現地入りしたボランティア医療班は、さらに金沢医科、京都大、京都医専など他の医学生団体とも連携を取りながら、被災地の 15 町村に分散し、2 ヶ月間の活動期間内に約 3 万人もの傷病者を診療した。この間の彼らの活動費用には日本新薬協会に加盟する製薬会社から寄贈された当時十数万円に相当する医薬品が充てられた。

なお、当時はまだ「医師法」の公布前であり、現在では、医師免許を持たない医学生の診療行為は認められていない。

キリスト教系の団体では、前述した金沢 YMCA が震災当日は一旦撤退したものの、6 月 30 日に再び丸岡に入り、そこから徒歩で九頭竜川を渡り福井市内の神明教会に救護所を開設し 8 月 8 日まで診療を行っている。

3 亜急性期～慢性期の医療体制

(1) 防疫活動

発災後、日数を経るにつれ重傷患者は減少し、これに伴い震災に関連する外傷以外の疾病が増加してくる。慢性期に入ると各医療班は救護所での外傷・疾病の診療にとどまらず、各地を巡回し、住民の健康状態を評価し、防疫活動・健康指導も合わせて行った。

大災害時には衛生環境の悪化に伴い伝染病が流行する危険性が高い。過去にも、1976（昭和 51）年イタリアの大地震ではサルモネラ、1982（昭和 57）年エクアドルでのハリケーンではマラリアなど、その地域、季節により様々な伝染病が被災地内で流行し二次被害を拡大させて

いることが記録されている。

戦後間もない福井地震の当時は、上下水道の整備も不十分であり、夏季に流行しやすい腸管感染症の流行が懸念された。このため福井県衛生局では早い時期から防疫班を組織し、特に水質管理に重点を置いた防疫活動を行うこととなる。被災民にはクレオソートなどの簡易消毒薬が広く配布され、合わせて被災地内の井戸消毒を行った。さらに、被災者に対する腸チフスの予防接種、市内 21 か所での臨時公衆便所の設置などがなされた。また、軍政部の軍用機によって空からも水質管理の注意を喚起するビラが被災地内に散布された。しかし、それでもなお 7 月 7 日には、4 歳女兒の赤痢、および 29 歳男性の疑似チフス患者の発生が福井新聞において報道されている。その後も腸管感染症の発生は続き、新聞や飛行機からのビラで繰り返し注意が促された。当時は、夏季での赤痢やチフスの集団発生はまれではなく、腸管感染症の発生がどの程度、震災による影響を受けたかは不明であるが、これらの事前の防疫活動がなければさらに爆発的に流行した恐れがある。

(2) 医療従事人員の補給

災害直後の混乱期を経て、7 月 10 日には入院を要する傷病者の収容はほぼ終了した。しかし、重傷患者の搬送先となっていた石川県の国立山中病院ではあふれかえる入院患者のために極度の看護婦不足に陥り、なお混乱状態にあった。このため、上部機関である旧厚生省から日赤に対し、山中病院への看護婦の応援が要請された。これを受け、7 月 11 日に埼玉・群馬・茨城・長野・福島の日赤各支部より 2 期に分け 10 名ずつ総計 100 名の応援看護婦が山中病院に派遣された。このように、当時の日赤は災害の超急性期から慢性期の長期にわたり災害医療のあらゆる場面において中心的役割を担っていた。

4 おわりに

近年、医療技術はあらゆる分野で格段に進歩しつつある。災害対策としては DMAT (disaster medical assistance team) と呼ばれる特別な訓練を受けた医師・看護師・調整員から構成される災害医療チームの養成が進んでおり、2009 (平成 21) 年現在、全国で 2,000 班以上が大災害発生時に備えている。また情報通信など災害医療を支える分野の技術進歩も著しい。

一方、福井地震の当時は医療物資も医療従事者も全てが乏しい状況であった。しかしながら、第二次世界大戦中の日本では、全国的に繰り返される空襲に対し、様々な訓練が行われ、負傷者の広域搬送や幹線道の主要地点における臨時病院の設営などの戦時医療体制が敷かれていた。また、軍隊経験者に加え、一般市民も外傷の応急処置訓練を受けていた。地方の中核工業都市であった福井市も、2008 (昭和 20) 年 7 月 19 日に B29 爆撃機による空襲を受け、市街は焼け野原と化し死者 1,576 人を数える大打撃を経験している。このような戦禍の記憶が残る時期に発生した福井地震においては、厳しい医療状況ではあったが、医療者のみならず行政・

市民も含め一丸となって災害医療にあたっており、その後の奇跡的な復興につながっている。

第5節 福井地震と建築基準法の制定

現在、ごく普通の木造住宅（在来軸組構法で、二階建て、延べ床面積 100 平方メートルあまり）の耐震設計は、ほとんどすべて、いわゆるビルもののようにより力学的な構造計算をすることなく、壁量計算という簡便な方法によって行われている。

この方法は、1950（昭和 25）年に制定された建築基準法の施行令に書かれているが、それはまさに 1948（昭和 23）年の福井地震の被害調査結果に鑑みて採り入れられたものである。

言いかえれば、現在の戸建て木造住宅の耐震性が保たれているとすれば、それは福井地震の被害の教訓が生かされているためである。

本稿では、その経緯について、おもに木造住宅を念頭において説明する。

1 福井地震と震度 7 の新設

福井地震の時の震度は、最大でも震度 6 であった。これは、当時の気象庁震度階級が、震度 6 までであり、その最大のものが適用されたことによる。しかし、この福井地震の翌年、気象庁の震度階級に震度 7 が追加されたことを考えると、この福井地震では、現在の震度階級の 7 に相当する強い揺れがあったと考えられる（気象庁監修, 1996）。

この震度 7 がいかに強い揺れであるかは、福井地震の後で震度 7 が新設されて以降、気象庁が震度 7 と発表したのは、阪神・淡路大震災を引き起こした 1995（平成 7）年兵庫県南部地震がはじめてである。福井地震と兵庫県南部地震の間に起こった地震には、次のように建物に大きな被害を与えたものがあるにもかかわらず、気象庁が震度 7 と発表した地点はなかった。

1964（昭和 39）年新潟地震：砂質地盤の液状化により、集合住宅や事務所ビルが転倒した。

1968（昭和 43）年十勝沖地震：鉄筋コンクリート造の校舎や庁舎に大きな被害があった。この被害をきっかけとして、耐震基準（建築基準法の耐震規定）を改正するための学術的研究として、建設省が新耐震設計法の開発という総合技術開発プロジェクト（1971～1975）を始めている。なお、その主要な成果は、のちに「新耐震基準」として生かされている。

1978（昭和 53）年宮城県沖地震：前述の十勝沖地震と同様な被害が発生し、これをきっかけに建築基準法（同施行令）が改正され、「新耐震基準」となった。

このような、福井地震以来 48 年目にはじめて適用されたほどの震度 7 相当の強い揺れによって、福井平野の木造家屋は、壊滅的な被害を被った。

2 福井地震における木造家屋の被害状況

さて、このように現在の震度 7 に相当する強い揺れによって、木造住宅を中心とする建物は、非常に大きな被害をうけた（坂本,2002）。当時の全壊率の定義が現在と同一かどうかは疑問があるが、それにしても全壊率が 100% に達する集落があった。これらは、戦災（空襲）をうけていないはずのところであり、かついわゆる田舎であるから、市街地建築物法の適用範囲外に建っていた建物ということになる。すなわち、法令上耐震規定が適用されていない建物であったといえる。したがって、耐震性がきわめて低いものが大多数であり、その結果、家屋が倒壊し、その下敷きになって多くの人命が失われた。犠牲者約 3,800 人のうち、火災が起これなければ死ななかった人がいるにしても、その数は相対的に少なく、ほとんどの人が、倒壊家屋の下敷きになって亡くなったと考えられる。

このような状況は阪神・淡路大震災でも同様で、地震後の火災が大きく報道されたわりには火災によって死んだ人の数は相対的に少なく、おそらく地震直後の犠牲者のうちの約 9 割は、火事が発生しなくても亡くなったと考えられる。

このように、耐震性が不足している木造家屋の被害が甚大であったことは、あとで述べるように、2 年後の 1950（昭和 25）年に制定された建築基準法の耐震規定に決定的な影響を与えている。

3 非木造の構造の耐震規定の変遷（石山,2002 より）

日本における体系的な耐震研究が始まったのは、1891（明治 24）年に起こった濃尾地震をきっかけとして、翌 1892（明治 25）年に設置された震災予防調査会（現在の東京大学地震研究所の前身）の活動からである。

その活動の中で、建築物の耐震性に関する画期的な研究成果は、佐野利器によって 1916（大正 5）年と同 1917（大正 6）年に発表された「家屋耐震構造論」である（佐野,1916,1917）。

他方、建築関係の法令としては、1919（大正 8）年に制定された市街地建築物法（「物法」と略称されることがある）が最初である。これは現在の建築基準法の前身になるものである。

さて、その市街地建築物法の施行規則に構造規定がとり入れられたのは、1920（大正 9）年であるが、まだ地震力の規定はなかった。その後、1923（大正 12）年関東地震の被害に鑑みて、その翌年の 1924（大正 13）年に市街地建築物法が改正され、施行規則に耐震規定が加えられた。

その 1924（大正 13）年の物法の改正の中で、佐野利器の提案による設計震度の概念がとり入れられ、「設計震度 0.1」が規定された。あとで述べるように、構造計算に使う許容応力度の値とのかねあいという、この 0.1 という設計震度は、建築物に要求される耐震性の程度としては、現在の耐震基準（新耐震基準）における 1 次設計（許容応力度計算）の標準層せん断

力係数 0.2 に相当するものである。

なおその改正の背景には、アメリカ直輸入の構造方法によるビルが倒壊したのに対し、内藤多仲による「日本興業銀行」や内田祥三による「東京海上ビル」のように、しかるべき耐震設計がなされたビルが高い耐震性を示したことがある。

さて、1950（昭和 25）年に制定された建築基準法の構造・耐震関係の規定は、市街地建築物法の規定を引き継いでいると考えられるが、もっとも大きな変更は、構造計算で使う許容応力度の変更である。物法では、許容応力度は、材料とその材質に対してひとつの値であったが、基準法では、「長期」と「短期」の二本立てになった。そして、「長期」の許容応力度としては従来の許容応力度を採用し、「短期」の許容応力度はその 2 倍をとることにした（正確には、材料によって異なる）。そしてそれに連動して、耐震計算に用いる設計震度も 2 倍することになり、現行の（つまり先に述べたように、新耐震基準でも採用している）0.2 になったわけである。

このように許容応力度を二本立てにすることは、すでに 1943（昭和 18）年に作られた「戦時規格」（臨時日本標準規格）に採用されていたものが、一部改定されて 1947（昭和 22）年の「日本建築規格 3001」となり、その内容が建築基準法に取り込まれた。では、建築基準法において非木造に関する構造・耐震規定に、福井地震の被害がなんらかの影響を与えたかといえ、すくなくとも直接的な関係は見あたらない。それは、福井地震当時に福井市内に建っていたビルは少数であり、もっとも注目をあびた鉄筋コンクリート造の大和（だいわ）百貨店も、異種の基礎が併用されていたこと、いわゆる焼けビル（空襲による火災）であったことなどが理由とされており、その建設当初の耐震性がとくに問題視されることがなかったように思われる。

4 木造の耐震規定の変遷 （岡田,1998 より）

木造に関しても、体系的な耐震性の研究が始まったのは、1892（明治 25）年の震災予防調査会の発足以降である。

市街地建築物法において、その制定当初から、わずかながら木造の耐震規定が入っていた。たとえば、木造三階建てには、火打ちと筋かいを設けることが規定されている。そして、1923（大正 12）年関東地震の翌年の 1924（大正 13）年の改正のときに、三階建てに限らず、筋かい・方杖の設置することや、柱を太くすることなどが規定された。

その後、多少の改正は行われたが、基本的には耐震設計に関して、定量的な規定がないまま、昭和 23 年（1948）の福井地震を迎えることになった。

5 福井地震の被害調査結果と木造の耐震研究 (坂本,1993 より)

1950 (昭和 25) 年に建築基準法が制定されたときの木造建築物に関する規定で、画期的なのは、「壁量計算」(壁率の計算などともいう、ただし法令上は「壁量」「壁率」という表現はない)の導入である。そしてこの壁量計算の採用にあたって、非常に大きな影響を与えたのが、福井地震における木造家屋の被害状況である。

端的に言えば、木造家屋の場合、「壁」が多いものほど被害が小さいということが、調査結果から明らかになったことである。

壁率の採用にあたって、もうひとつの要因は、1935 (昭和 10) 年前後から行われていた「壁」の水平加力実験の成果である。

ここでいう「壁」は、現在「耐力壁」(このことばは、枠組壁工法(ツーバイフォー)の技術基準の告示などでは使われているが、在来軸組構法を対象としている建築基準法施行令にはない)と呼ばれているもので、当時であれば筋交い入りの壁が代表的で、土壁なども含まれる。現在では、構造用合板を代表とする各種の面材(ボード)も「耐力壁」として評価されている。

では、歴史的な順序として、まず耐力壁の実験的研究の具体的な内容をみてみよう。昭和 10 年代に、田辺平学・後藤一雄らは、筋かいの入った壁などの代表的な数種類の耐力壁の水平加力実験を行い、それに基づいて実用応力分布係数を提案するとともに(田辺ら,1938,1939,1940)、「建築物耐震構造要項」の「木構造」の中で、表 6-8 のような強度の比率と剛性の比率を示している(「建築物耐震構造要項」,1941)。

つぎに、福井地震における耐力壁の多寡と被害程度の関係の調査結果をみてみよう。福井地震は、終戦から 3 年弱経った時に起こっている。したがって、大学や研究所の研究者が職場に戻ってきており、時間だけは十分にあった反面、日本国中経済的に逼迫している時である。そこで、費用の面では苦勞しながらも、十分に時間をかけた調査が行われたと推測される。その結果、多数の木造家屋の調査による壁量と被害程度の関係が求められている。同時に、具体的な被害状況の画像としては、当時としては金のかかる写真ではなく、スケッチが多数描かれている。現在のようにとりあえずデジカメで撮りまくってあとで眺めるというのではなく、それらのスケッチからは、その現場で被害状況とその原因を把握しようという意図が感じられる。

当時の建設省建築研究所の竹山謙三郎と久田俊彦は、そのようなその調査結果のひとつとして、木造の被害程度と壁の量の関係を、図 6-7 に示している(久田,1951)。ばらつきは大きいものの、壁の量の多いものほど被害程度が小さいことがわかる。

表 6-8 木構造骨組の種類と剛さ・強さの比 出典：建築物耐震構造要項, 1941

木構造骨組の種類			剛さの比	強さの比
1	壁 無	柱、梁接合部柄差又は ボルト締の類	0	0.5
2		方杖附骨組の類	1	1
3		同上（合せ柱使用）	5	2.5
4		筋違附骨組の類 （柱二ツ割程度の筋違）	1.5	4.5
5	真 壁	筋違なき骨組 （大貫四枚使用）	5	1.5
6		大貫筋違の場合	1.5	3
7		柱二ツ割或は 鉄棒筋違の場合	2.0	4.5
8	大 壁	筋違なき骨組 （水平木摺打）	5	1.5
9		筋違なき骨組 （斜木摺打）	1.5	3.5
10		筋違附骨組の類 （柱二ツ割以上の筋違）	3.0	1.0

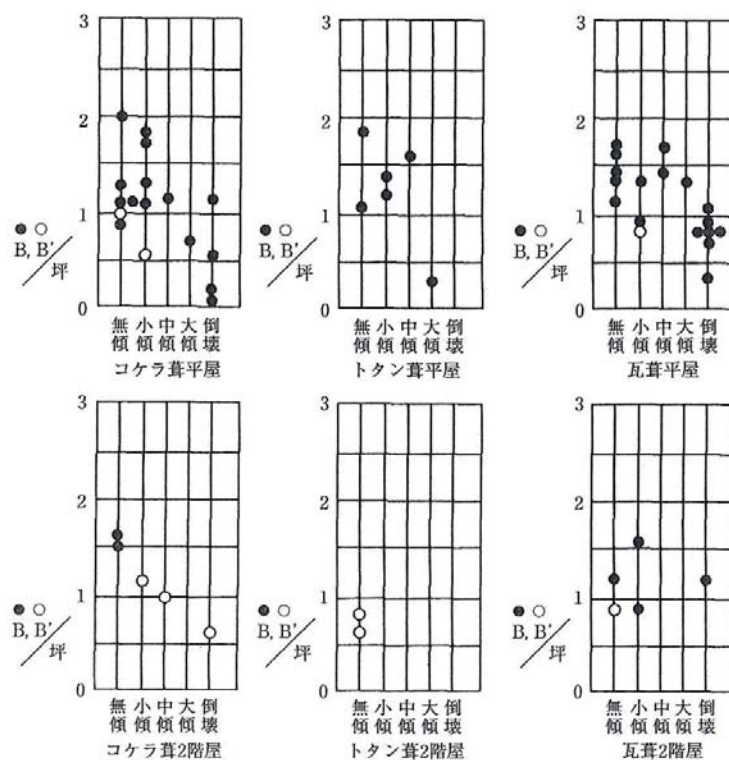


図 6-7 福井地震における木造の被害率と壁の量の関係 出典：久田, 1951
壁の量は坪当たり壁（3 尺）数、B は真壁、B' は大壁

6 建築基準法における壁量計算の規定

以上のような福井地震における木造の被害調査結果に鑑み、1950（昭和 25）年に建築基準法ができたときに、その施行令第3章第3節木造の中に、「壁量計算」の規定が採り入れられた。

その際、上記の田辺・後藤の実験的研究の成果に加えて、横尾義貫による単位長さあたりの壁の水平耐力を用いた耐震計算法の提案を参考にしたと推測される（久田,1951）。

この建築基準法施行令における壁量計算の方法においては、耐力壁の許容耐力を一定の層間変形角（当時は 1/60）における抵抗力を基準に決めているので、田辺らの提案と違い、強度と剛性とが等価（強度と剛性が壁によらず比例関係にある）に扱われている。

この壁量計算の方法は、力学的な概念や単位（せん断力・モーメントやキログラム・ニュートン）を使うことなく、ある程度の耐震性をもつ木造建築物が設計できるという点で、きわめてすぐれた方法であるといえる。事実、この法令の施行と、住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）の融資に関する仕様書の普及によって、日本の木造住宅の耐震性が飛躍的に高まったのは、疑いのないところである。

この壁量計算のごく基本的な内容は、つぎのとおりである。各階の平面の各方向（桁行方向、梁間方向）について、つぎの式が成り立つように、耐力壁の種類と量（長さ）を決める。

$$\beta \times A \leq \alpha \times \ell$$

ここで β : (床面積あたりの) 必要壁率

A : 床面積

α : 耐力壁の倍率

ℓ : 耐力壁の実長

建築基準法施行令当初の耐力壁の倍率 (α) と、必要壁率 (β) は、それぞれ表 6-9、表 6-10 のようになっている。

建築物の種類	平屋	2階建		3階建		
		1階	2階	1階	2階	3階
屋根および壁の 重い建築物	1.2	1.6	1.2	2.0	1.6	1.2
屋根の軽い建築物	0.8	1.2	0.8	1.6	1.2	0.8

表 6-9 必要壁率

(建築基準法制定時, 1950 年、単位 cm/m²)

	軸 組 の 種 類	倍 率
(一)	軸組の柱の五つ割以上の木材 又は径 9 ミリメートル以上の 鉄筋若しくはこれと同等の強 度を有するその他の鉄材の筋 かいを入れた軸組	1
(二)	軸組の柱の三つ割以上の木材 又は径 1 2 ミリメートル以上 の鉄筋若しくはこれと同等の 強度を有するその他の鉄材の 筋かいを入れた軸組	2
(三)	軸組の柱の二つ割以上の木材 又は径 1 6 ミリメートル以上 の鉄筋若しくはこれと同等の 強度を有するその他の鉄材の 筋かいを入れた軸組	3
(四)	軸組の柱と同じ寸法の木材の 筋かいを入れた軸組	4
(五)	(一)から(四)までに掲げる筋 かいをたすき掛けに入れた軸 組	(一)から(四)ま でのそれぞれの 数値の 2 倍
(六)	土塗壁、木ずりしっくい壁又 はこれらに類する壁を設けた 軸組	0. 5
(七)	(一)から(五)までに掲げる筋 かいと(六)に掲げる壁とを併 用した軸組	(一)から(五)ま でのそれぞれの 数値と(六)の数 値との和

表 6－10 軸組（耐力壁）の種類と倍率
(建築基準法制定時, 1950 年)

7 壁量計算のその後

この 1950（昭和 25）年の建築基準法制定当初の壁量計算の方法は、そのままの形で、現行法令でも生きている。ただし、耐力壁の倍率と必要壁率については、その後何度か改正が行われている。まず久田は、載荷式（試験体である耐力壁に鉛直荷重を載せて、実情に近い状態による実験方法）の水平加力実験により倍率を見直し、また地震荷重の再検討を行って必要壁率の提案を行っている（久田,1955）。そして、その成果は 1961（昭和 36）年の建築基準法施行令の改正に反映している。

つぎに 1971（昭和 46）年には、耐風設計のための壁量計算が、建築基準法施行令にとり入れられた。耐風計算においても、耐力壁の倍率は共通で、見付け面積あたりの必要壁率があら

たに示された。

さらに 1981（昭和 56）年のいわゆる新耐震基準の時には、壁倍率と床面積あたりの必要壁率のいずれもが改正されている。その際同時に、耐風計算用の見付け面積あたりの必要壁率と、見付け面積のとりかたも改正された。

2000（平成 12）年の基準法改正に際して、阪神・淡路大震災の教訓をうけて構造関係の規定も見直されたが、木造の耐震設計の基本となる式・壁の倍率・必要壁率のいずれも新耐震のまま据えおかれた。これは、新耐震基準以降の木造の被害程度が、それ以前のものと較べて少なかったという理由による。ただし、ねじれによる被害や、柱脚の引き抜きによる被害が目立ったことから、耐力要素（耐力壁）の釣り合いよい配置荷関する具体的規定として偏心の検討（4分割法による検討）と、接合部（特に柱脚・柱頭）の具体的仕様が追加された。

8 むすび

以上のように、福井地震は、建築基準法に、木造の耐震設計法として壁量計算という簡便な方法が採用されることになるという、直接的な影響を及ぼした。

しかも、建築基準法は、その前身である市街地建築物法が、適用地域はだんだん拡大されてきていたとはいえ、都市に限られていたのに対して、日本全国に適用されることになったので、この壁量計算という方法によって木造建築物を耐震化するという効果は、非常に大きくなったといえる。

ただ、このように地震被害が建築関係の法令の規定に、直接あるいは間接に影響するということは、福井地震に限らず、毎度のことといえる。

設計震度 0.1 をはじめとする最初の本格的な耐震規定が市街地建築物法に入ったのは、1923（大正 12）年関東地震の被害が直接のきっかけである。建築基準法の耐震規定が 1981（昭和 56）年に新耐震基準になったのは、1968（昭和 43）年十勝沖地震と 1978（昭和 53）年宮城県沖地震とがきっかけである。

2000（平成 12）年の基準法の改正は、耐震基準に関しては小改正ではあったが、1995（平成 7）年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の被害状況を考慮したものである。

しかし、建築関係の法令が改正されてきたのは、もちろん単に地震被害の教訓だけによるものではない。1892（明治 25）年の震災予防調査会の発足以来、営々として続けられてきた実験的、理論的耐震研究の成果の蓄積によって、法令の改正をするための技術的根拠が準備されていたといえる。

さらに最後に一言付け加えたいことがある。1964（昭和 39）年の新潟地震では、液状化による被害だけが大きく取り上げられて、鉄筋コンクリート造自体の耐震性が再検討されることなく、1968（昭和 43）年の十勝沖地震の被害をうけてしまったことなど、地震被害の教訓を学び損ねたこともあった、ということを認識しておく必要があるだろう（岡田,1970）。

9 補記一戦中・戦後の建築行政の状況一

日本の建築規制・制限は、1919（大正8）年に市街地建築物法が制定され、それまでの地方の地域性や歴史・伝統の中で地方色を持って構築されてきた建築物に、非常に詳細な「全国一律の建築基準」を当てはめることになった。このような「全国統一基準を決め、画一的に適用することは、ややもすれば最も悪い地域の状態に引きずられて規制基準が低くなるなど、さまざまな矛盾を生むことになりました。（石田頼房,2004）」との評価もある。その適用範囲は、当初は「都市計画区域」よりも狭い「市街地」に限定されていましたが、1935（昭和10）年には「都市計画区域」に適用されることになった。また、都市計画法および市街地建築物法の所管は内務省で、都市計画は内務官僚が各道府県に赴任して担当していたのに対し、建築行政は警視庁・各同府県警察部で担当されていた。

福井市は、1927（昭和2）年4月に都市計画法及び市街地建築物法の適用を受けた。1929（昭和4）年に福井市と周辺4村及び3村の一部を都市計画区域として指定した。この区域はその後福井市に合併されていった。1932（昭和7）年に都市計画としての街路計画が、1937（昭和12）年5月に市街地建築物法による用途地域の指定が認可された。さらに、吉田郡森田町は1942（昭和17）年8月に都市計画区域が指定された（福井市史,2004）。

戦前期の建築行政は、都市計画区域を対象に、施行細則を警視庁令・各府県令として定め、その中で届け出を要する建物を規定している。福井県令を入手できなかったが、6大都市の警視庁令、5府県令を見ると、最も小規模建物を届出対象としているのは愛知県で30坪（100㎡）以上の木造2階建・50坪（165㎡）以上の木造平屋建である。京都府は50坪以上の2階建・70坪以上の平屋建、大阪府は50坪以上の2階建・100坪以上の平屋建、東京府と神奈川県は70坪以上の2階建・100坪以上の平屋建、そして兵庫県は3階建て以上・3区画（戸）以上の集合住宅等としており、通常の戸建て住宅は届け出の対象とはなっていなかった。

福井市においても、一般住宅の大部分は「届け出を要しない建物」のであったと思われる。木造以外の建物や特別の用途の建物は届け出を要しているが、福井地震の被害のシンボルとなる鉄筋コンクリート造地上7階建てのデパート「福屋百貨店（後の大和デパート）」は、市街地建築物法に基づく建築許可願を1936（昭和11）年6月に福井警察署に提出し、短期間の審査で、7月には許可が下りていた（福井市史,2004）ことから、十分な審査を行っていたのか、疑問が残るところである。

戦局が厳しさを増すとともに1941（昭和16）年には防空法が制定され、同法に依拠した「木造建物の防火改修（モルタル塗等）」、さらに1943（昭和18）年には建物を取り壊して延焼遮断帯を形成する疎開計画が実行されていた。さらに1943（昭和18）年12月には「市街地建築基準法戦時特例」が発せられ、防空のための空地地区及び防火地区以外の用途地域規制（集団規制）が停止された。工場の疎開等を容易に行うためといわれている。建物の単体規制は継続していたものの、資機材の軍用へ供出などから建築行為は少なかったと思われる。そし

て1942（昭和17）年12月の本土空襲以降、時を追って空襲は激化し、1945（昭和20）年の終戦までに219都市、罹災区域63,153ha、罹災戸数231.6万戸、死者33万人を超えた。福井市も壊滅的な被害を受けた。

福井市及び吉田町は、戦前期に市街地建築物法の適用を受けていたものの、平屋で100坪以上・2階建てで70坪以上あるいはもっと大規模な基準であったと推測され、建築行為にともなう届け出は非常に少なかったものと推察される。さらに、戦局の逼迫にともなう建築資材の不足から、建築活動は活発ではなく、福井市でも市街地建築物法に基づく届出を行って築造された建物は非常に少なかったと推察できる。そして、空襲によって福井市の市街地は壊滅的に焼失した。

全国的に、住宅の再建は資材不足の中、簡易住宅の供給と応急的な越冬対策が急務であった。1945（昭和20）年9月には「罹災都市応急簡易住宅建設要領」が決定され、全国に15坪以内の簡易住宅30万戸を、福井県には（敦賀市も含め）簡易住宅4,700戸が割り当てられた。また、10月半ばには疎開地から戻り、報奨金を得てガレキを処理し、4,000戸（うち46%がバラック）が建築中であった。1946（昭和21）年6月でも、福井市内で5,195戸が再建され、1,068戸が工事中であったという（福井市史,2004）。この間は、市街地建築物法も戦時特例で集団規制が凍結されていた時期でもあるが、そもそも市街地建築物法の適用基準を上回る規模の建物はほとんど建てられなかったといえる。1946（昭和21）年3月に用途地域規制が復活したが、1946（昭和21）年5月には「臨時建築制限令」が公布され、建築に対する規制が緩和された。さらに、同8月には「戦災都市における建築制限に関する勅令」が発せられ、1947（昭和22）年2月には「臨時建築物等制限規則」が公布施行され、基本的に住宅の質を確保するよりも規制緩和で供給の増大を図ることが指向された。そして1948（昭和23）年1月までに市街地建築物法は全体として回復されたものの、その建築行政に関しては、戦後民主化の中でも警察部が所管した。つまり、こうした戦後の極端な住宅不足の状況の中で、市街地建築物法は一般住家の築造にはその効果を持たなかったと言えよう。

新しい建築法制度制定の動きは、戦災復興院建築局で1946（昭和21）年秋頃から開始され、年末には草案がまとめられていた。これは草案に留まったが、1950年の建築基準法制定の基礎ともなったものである。また、1945（昭和20）年11月には、建築学会も「戦後都市計画及住宅対策に関する建議」を内閣総理大臣等に提案している。

1948（昭和23）年6月28日の福井地震とその後の復興期における住宅等の再建は、市街地建築物法によって統制されていたが、その届出は約70坪以上の2階建住宅あるいは約100坪以上の平屋建住宅という様な基準であったと考えられ、建物の個別性能に係る単体規制の問題よりも土地区画整理事業に完成をめざしてその支障とならないような建築行為の取り締まりに全ての建築行政力がつぎ込まれていたのではなかろうか。しかも、都市計画区域が指定されていた福井市と森田町以外の被災農村地域での住宅再建は、そもそも法の適用範囲外なのである。

このような状況下で、耐震性のある住宅への再建をめざして、居住者というよりも大工など

の建築関係者を対象に「耐震防火建築技術指導講習会」が被災地で建築学会等によって開催され、半壊建物の修理や耐震建築の建て方を図解したパンフレットも配布され、建築相談所も設置されたのである（7章1節参照）。

1950（昭和 25）年5月に市街地建築物法を全面改定して、建築基準法が制定公布され、同11月に施行された。都市計画法の改定は遅れるが、内務省は解体されて建設省が設置され、建築行政は都市計画行政とともに、警察業務から自治体行政となった。また建築基準法は都市計画区域以外の建物にも適用され、3坪（10 m²）以上の建物の新・増・改築に適用されることになって、全ての建築物に建築基準（単体規制）が適用されることになった。それは、画期的な建物の性能確保を可能としたのである。

しかし、基準法施行当時の戦後の混乱期に、戦災復興の混乱と資機材の不足の中で、現実には自治体の行政体制も十分には整わず、一般の建て主も市街地建築物法からの相違を十分に理解せず、建築基準法が厳格に適用されるにはさらに時間が必要であったと推察される。（文責 中林一樹）